病　院　・　診　療　所　に　お　け　る
麻薬及び向精神薬、覚せい剤原料取扱マニュアル

＜第　２　版＞

２　０　１　１年３月

奈良県医療政策部薬務課

目　次

Ⅰ，麻薬関係

各種申請・届出の手続一覧表 ---------- 1
第１　免許・届出 ---------- 2
第２　麻薬の譲受け・譲渡し ---------- 4
　１ 譲受け ---------- 4
　２ 譲渡し ---------- 6
第３　麻薬の保管・管理 ---------- 6
第４　麻薬の施用・交付 ---------- 7
　１ 施用・交付の範囲 ---------- 7
　２ 麻薬処方せん ---------- 9
第５　記録 ---------- １２
　１ 診療録（カルテ）の記載 ---------- １２
　２ 麻薬帳簿の記載 ---------- １３
第６　麻薬の廃棄 ---------- ２２
第７　麻薬の事故届 ---------- ２９
第８　麻薬年間報告 ---------- ２９
第９　麻薬中毒者診断届及び転帰届 ---------- ３０
第10　問い合わせ先 ---------- ３０
麻薬関係様式 ---------- ３１

Ⅱ，向精神薬関係

第１　管理体制の整備 ---------- ４８
第２　譲受け・譲渡し ---------- ４８
第３　保管 ---------- ４８
第４　廃棄 ---------- ４９
第５　事故 ---------- ４９
第６　記録 ---------- ４９
第７　その他注意事項 ---------- ５０
向精神薬関係様式 ---------- ５１

Ⅲ，覚せい剤原料関係

第１　医薬品である覚せい剤原料 ---------- ５２
第２　譲受け・譲渡し ---------- ５２
第３　使用 ---------- ５４
第４　保管 ---------- ５５
第５　管理 ---------- ５５
第６　記録 ---------- ５６
第７　廃棄届 ---------- ５６
第８　事故届 ---------- ５７
第９　業務廃止等 ---------- ５７
覚せい剤原料関係様式 ---------- ５９

麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱い比較表 ---------- ６６

麻薬等取扱いに関するＱ＆Ａ ---------- ６８

各種申請・届出の手続一覧表　　平成２３年　３月　現在

事例		提出書類の名称	手数料	備考	関係条文
免許証関係	麻薬を取り扱いたいとき 麻薬施用者が２名以上存在するとき	麻薬施用者免許申請書 麻薬管理者免許申請書	各3,900円		麻向法　３条
	免許証の記載事項に変更が生じたとき	麻薬取扱者免許証 記載事項変更届		15日以内に届出	麻向法　９条
	免許証を紛失・き損等したとき	麻薬取扱者免許証再交付申請書	2,700円	15日以内に申請	麻向法１０条
	免許有効期間中　麻薬業務所における麻薬に関する業務を廃止したとき（診療所の閉鎖・県外転勤・退職等）	麻薬取扱者業務廃止届		15日以内に届出	麻向法　７条
	免許の有効期間が満了したとき、 紛失した免許証を発見したとき	麻薬取扱者免許証返納届		15日以内に届出	麻向法　８条 麻向法１０条 ２項
所有麻薬関係	診療施設が、麻薬業務所でなくなったとき（麻薬施用者が１名もいなくなった、診療施設を閉鎖）	麻薬所有量届		15日以内に届出	麻向法３６条
	診療施設が、麻薬業務所でなくなり、所有している麻薬を譲渡するとき	麻薬譲渡届		廃止した日から50日以内に譲渡 譲渡した日から15日以内に届出	麻向法３６条
	処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したとき。 ただし、一部施用した麻薬注射剤は除く	調剤済麻薬廃棄届		廃棄した日から30日以内に届出	麻向法３５条 ２項
	破損、盗取、所在不明等の事故が発生	麻薬事故届		速やかに届出	麻向法３５条
	不良,不要,破損等に伴う残麻薬等の処理	麻薬廃棄届		その都度あらかじめ届出	麻向法２９条
報告関係		麻薬年間報告書		毎年11月30日までに届出	麻向法４７～ 麻向法４９条
麻薬中毒者関係	医師が麻薬中毒者であると診断したとき	麻薬中毒者診断届		速やかに届出	麻向法５２条 の２
	がん等疾病治療のための麻薬連用により麻薬中毒者と診断	麻薬中毒者診断届 （末期疾病患者）		速やかに届出	
	死亡、転院等のとき	麻薬中毒者転帰届 （末期疾病患者）		速やかに届出	

＊麻薬取扱者とは、麻薬施用者・麻薬管理者のことをいう（病院・診療所の場合）

Ⅰ，麻薬関係

第１　免許・届出

１　麻薬施用者

麻薬を取り扱おうとする医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）は、診療に従事している病院、診療所又は飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）を麻薬業務所として、奈良県知事より麻薬施用者の免許を受けなければ、疾病治療の目的で患者等に麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付することはできません。

●免許申請　（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第３条）

①　麻薬施用者の免許申請は、「麻薬施用者免許申請書」（第１号様式）によって、奈良県知事あて申請してください。

②　麻薬施用者は、医師・歯科医師・獣医師に限定されていますので、医師免許証等の本証書を提示いただいた上写しを添付いただくか、診療施設長、各医師会長及び各保健所長により原本照合された写しを添付してください。

③　免許申請書には、精神機能に障害のない旨、麻薬中毒者又は覚せい剤中毒者でないことを証明する医師の診断書（参考様式第１号）を添付してください。

④　免許申請時には、手数料（奈良県収入証紙）が必要です。

⑤　多くの医師等がいる病院等の場合、麻薬施用者の免許を受けている医師等だけが麻薬を取り扱うことができ、麻薬施用者の免許を受けていない医師等は、麻薬を取り扱うことはできません。特に、大学病院等から短期間派遣されてきている医師等についても、麻薬を施用し、若しくは施用のために交付し、又は麻薬処方せんを交付する場合には、必ず麻薬施用者の免許が必要です。

⑥　麻薬施用者が県内の２ヶ所以上の病院等で麻薬診療に従事する場合は、主として診療に従事する麻薬業務所で免許を受けるとともに、他の病院等（従たる診療施設）について免許証に記載がなければ、その従たる診療施設において麻薬の施用はできません。（１枚の麻薬施用者免許証に全ての麻薬診療施設を記載し、一人の医師等に２枚の麻薬施用者免許証を発行しません。）

ただし、都道府県を異にする２ヶ所以上の病院等で麻薬診療を行う場合は、それぞれの都道府県ごとに麻薬施用者の免許を受ける必要があります。

２　麻薬管理者

麻薬施用者が２人以上診療に従事する麻薬診療施設においては、薬剤師又は医師等の中から一人、専任的に麻薬を管理するため、奈良県知事より麻薬管理者の免許を受けなければなりません。

●免許申請　（法第３条）

①　麻薬管理者の免許申請は、「麻薬管理者免許申請書」（第１号様式）によって、奈良県知事あて申請してください。

②　麻薬管理者は、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師に限定されていますので、医師免許証等の本証書を提示いただいた上写しを添付いただくか、診療施設長、各医師会長及び各保健

所長により原本照合された写しを添付してください。

③　免許申請書には、精神機能に障害のない旨、麻薬中毒者又は覚せい剤中毒者でないことを証明する医師の診断書（参考様式第１号）を添付してください。

④　免許申請時には、手数料（奈良県収入証紙）が必要です。

⑤　麻薬施用者が１人の場合は、麻薬施用者が麻薬管理を行い、麻薬管理者の免許を取得する必要はありません。

⑥　従たる麻薬診療施設で麻薬を施用する場合は、従たる施設に日常的に麻薬を管理できる麻薬管理者が必要です。

⑦　麻薬処方せんの交付のみを行っている診療施設においても、麻薬施用者が２名以上存在する場合は、麻薬管理者を置かなければなりません。

３　免許の有効期間等　（法第４条、法第５条）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌年の１２月３１日までです。

また、免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することは出来ません。

４　業務廃止等の届出　（法第７条、法第３６条）

麻薬施用者、麻薬管理者（免許取得者が死亡したときは相続人等届出義務者）が、免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止（県外へ転勤、退職、診療所の閉鎖等）したときは、１５日以内に「麻薬取扱者業務廃止届」（第３号様式）により、奈良県知事に麻薬取扱者免許証を添えて、その旨届け出なければなりません。

なお、この際、麻薬の所有について届出を行わなければならない場合があるため、「８　麻薬所有量届」、「９　麻薬譲渡届」の項を参照してください。

５　免許証の返納　（法第８条）

免許の有効期限が満了し、又は法第５１条の規定により免許を取り消されたときは、１５日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」（第４号様式）により、奈良県知事に麻薬取扱者免許証を返納しなければなりません。

６　免許証の記載事項変更届　（法第９条）

免許証の記載事項に下記事項の変更が生じた場合は、１５日以内に「麻薬取扱者免許証記載事項変更届」（第５号様式）により、奈良県知事に麻薬取扱者免許証を添えて、その旨届け出なければなりません。

なお、この届出には手数料（奈良県収入証紙）は必要ありません。

（１）麻薬施用者

①　住所、氏名の変更

②　主として又は従として麻薬診療に従事している病院等の名称及び所在地の変更

③　奈良県内における転勤による勤務病院等の変更

④　従として麻薬診療に従事する病院等の追加及び削除（奈良県内に限る）

（２）麻薬管理者

① 住所、氏名の変更

② 従事している麻薬診療施設の名称の変更

③ 麻薬診療施設の開設者が変更になるとき（個人から法人への変更を含む。）や移転により所在地が変わるときは、現有の麻薬管理者免許については廃止し、新規に免許申請が必要となります。

7　免許証の再交付　（法第１０条）

免許証を亡失し、又はき損したときは、その事由を記載し、１５日以内に「麻薬取扱者免許証再交付申請書」（第６号様式）により、奈良県知事に免許証の再交付を申請しなければなりません。

※１　申請時には、手数料（奈良県収入証紙）が必要です。

※２　き損の場合、その免許証を添付してください。

※３　免許証の再交付を受けた後で、亡失した免許証を発見したときは、１５日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」により、発見した免許証を返納してください。

8　麻薬所有量届　（法第３６条第１項）

病院等の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったとき（麻薬施用者が１人もいなくなった場合）は、その廃止時点に所有している麻薬の品名、数量を１５日以内に「麻薬所有量届」(参考様式第２号)により、奈良県知事に届け出なければなりません。

9　麻薬譲渡届　（法第３６条第３項）

麻薬診療施設の開設者（開設者死亡の場合は、相続人等届出義務者）は、上記「８麻薬所有量届」提出の場合、所有している麻薬を５０日以内に限って、同一県内の麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合は、譲り渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日及び譲受人の氏名又は名称並びに住所を譲り渡した日から１５日以内に「麻薬譲渡届」(参考様式第３号)により、奈良県知事に届け出なければなりません

なお、この届出には、添付書類として譲受証のコピーが必要となります。

※１　５０日以内に譲渡できない場合は、その期間内に奈良県知事に麻薬廃棄届の提出を行い、県薬務課職員の立会の下に廃棄しなければなりません。(◇第６麻薬の廃棄の項参照)

※２　開設者が個人から法人になったとき等、所有権が変わったときにもこの届出が必要となります。

※３　譲渡する場合は、麻薬譲渡証・麻薬譲受証を用いた上で行ってください。(◇第２麻薬の譲受け・譲渡しの項参照)

第２　麻薬の譲受け・譲渡し

１ 譲受け　（法第２６条・法第３２条）

（１）麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬診療施設の開設者が麻薬卸売業者（購入先は、奈良県内の麻薬卸売業者に限る。）から麻薬を譲り受ける（購入する）場合は、譲受人（麻薬診療施設の開設者）が、麻薬譲受証（第１６号様式）をあらかじめ譲渡人（麻薬卸売業者）に交付するか、あるいは譲渡人発行の麻薬譲渡証（第１７号様式）と同時交換でなければ、麻薬を譲り受けることはできません。

（２）麻薬卸売業者以外からの譲受け

麻薬の交付を受けた患者、又は患者の死亡により家族等から残余麻薬の返却を受けた場合は、麻薬帳簿に記載の上、当該施設で職員立会の下麻薬を廃棄してください。

なお、この場合、「調剤済麻薬廃棄届」の提出が必要です(◇第６麻薬の廃棄の項参照)

免許が失効した麻薬診療施設等から５０日以内に譲り受けた場合は、麻薬の帳簿に記載してください。（届出については、譲渡者側のみ必要です。譲受者側は必要ありません。麻薬譲渡証・麻薬譲受証を用いた上で、譲渡譲受を行ってください。）

（３）留意事項

① 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては、代表者印等の公印または麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。)を押印）してください。また、余白部分には、斜線を引くか「以下余白」と記載してください。

医療法人△△
病院理事長
麻薬専用之印

麻薬専用印の例

医療法人○○
病院理事長
麻薬・覚せい剤
原料専用之印

麻薬・覚せい剤原料を併用する印の例

② 麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。

③ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会の下に、麻薬を開封し、数量等を検収してください。また、麻薬譲渡証の記載内容に不備はないか、麻薬譲渡証の記載内容と現品に相違がないかも併せて確認してください。

特にアンプル製剤の場合は、破損等が見られる可能性が高いため注意し、破損品を発見した場合は、その場で事故品を麻薬卸売業者へ返し、同時に引き換えした麻薬譲受証と麻薬譲渡証を相互に返還してください。

この場合は、麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

なお、譲渡譲受が完了した後に破損アンプル等を発見した場合は、譲受者側(麻薬診療施設の開設者)が麻薬事故届を提出することになりますので、必ず検収を行うようにしてください。

④ 麻薬譲渡証は交付を受けた日から２年間保存してください。紛失した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引きのあった麻薬卸売業者へ提出し、再交付を受けてください。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

⑤ 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等が生じやすいため避け

てください。

2 譲渡し　（法第２４条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。また、麻薬卸売業者でなければ、麻薬業務所に麻薬を譲り渡すことはできません。麻薬を譲渡する場合の経路（いわゆる流通経路）は、次のとおり法律で定められていますので、これによらない場合は原則できません。従って、譲渡譲受の完了した麻薬を麻薬卸売業者へ返品することもできません。

※１　同一開設者が開設する麻薬診療施設間においての受け渡しもできません。
※２　麻薬小売業者間の受け渡し（分譲）もできません。
※３　法第２４条第１１項の規定に基づき、近畿厚生局長の許可を得た場合は、この限りではありません。（「麻薬譲渡許可申請書」（第１０号様式）を提出）

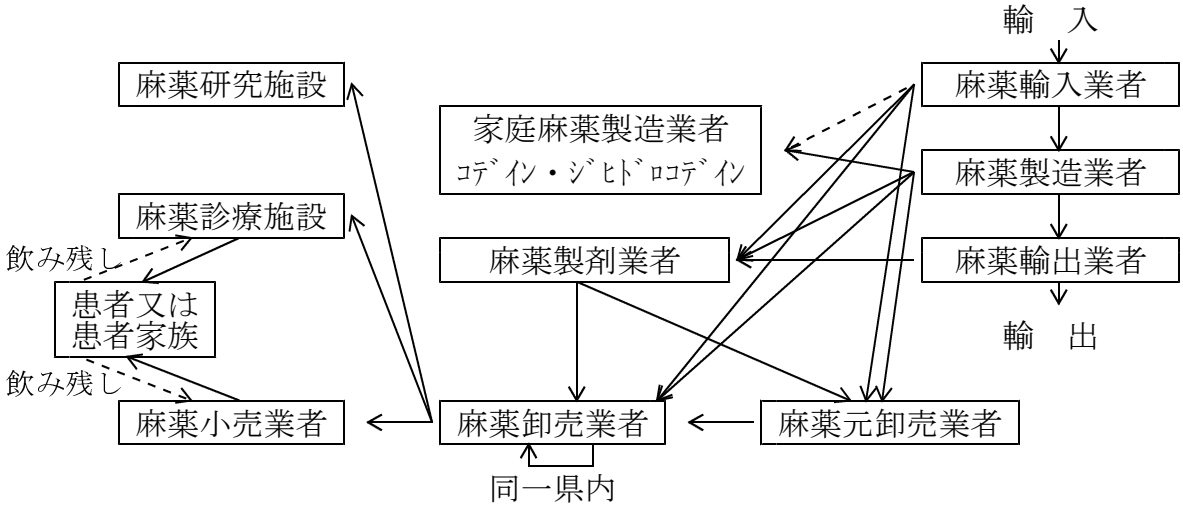

つまり、麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付する場合及び麻薬小売業者が麻薬処方せんに基づき調剤した麻薬を患者へ譲り渡す場合は、この限りではありません。また、麻薬の施用を受けていた患者が、死亡その他の理由により麻薬を施用する必要がなくなったときも、患者又はその相続人等が現に所有（又は管理）する飲み残しの麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

第３　麻薬の保管・管理

1 保管　（法第３４条）

麻薬は、その業務所内で麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く）と区別して、鍵のかかる堅固な設備（容易に持ち出せない重量金庫以外は、必ず固定すること）として麻薬専用金庫を設け、貯蔵しなければなりません。

※１　スチール製のロッカーや診療机の引き出しに施錠したり、向精神薬保管庫を麻薬保管庫代わりにして保管することは認められません。
※２　麻薬保管庫には、麻薬以外のもの（麻薬管理簿、麻薬処方せんも含む）を保管してはいけません。
※３　麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管しない診療施

設については、麻薬保管庫を設置する必要はありません。ただし、麻薬を施用する必要が生じ、保管することになった場合は、堅固な麻薬保管庫を備えてください。

※４　麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用すると便利です。

※５　病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。また夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合でも、夜間、休日等における定数を定め、その期間内だけ定数保管することができます。

ただし、定数保管を採用した場合は、次の事項に留意してください。

① 定数保管する麻薬の数量は、盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じて決めてください。
② 定数保管する麻薬は、麻薬保管庫を設置し保管してください。
③ 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に、麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告（麻薬処方せんを提出）し、麻薬を定数に保管してください。定数保管管理帳簿等を利用すると便利です。
④ 定数保管分についても、麻薬管理者に管理責任がありますので、定数保管場所における補助者をおいて管理すると便利です。

※６　麻薬保管庫は、出し入れの時以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫に付けたままにしないよう注意してください。

※７　麻薬施用者が往診用として麻薬を持ち出す場合は、その都度、必要最小限の数量とし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞄に麻薬を入れたままにはしないでください。

※８　定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行ってください。

２　管理　（法第３３条）

麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）が管理しなければなりません。

ここでいう管理とは、麻薬診療施設における麻薬に関する全てのことを言います。つまり、麻薬管理者は麻薬診療施設における麻薬の譲受から交付に至るまで全ての管理責任を課せられています。

※１　麻薬施用者は、麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を、当該麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付することはできません。

第４　麻薬の施用・交付

１　施用・交付の範囲　（法第２７条・法第３０条・法第３３条）

麻薬施用者の免許証を有する者でなければ麻薬を施用し、又は施用のため交付し、また麻薬処方せんを患者に交付することはできません。

また、麻薬施用者であっても次の場合は麻薬を使用することができません。

① 疾病治療以外の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付し、また麻薬処方せんを患者に交付すること。
② 麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付し、また麻薬処方せんを患者に交付すること。

次のような場合は、疾病治療の目的でする麻薬の施用として適法とされています。

① 健康人に対して美容上の目的で隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う際に、その疼痛を除去するため麻薬を施用する場合。

② 人工妊娠中絶手術を行う際に、その苦痛除去のため麻薬を施用する場合及び育児制限の目的で避妊用リングを挿入する際に、その傷み止めのために麻薬を施用する場合。

③ 十二指腸ゾンデを胃に挿入する場合の苦痛を除去するために麻薬を施用する場合。

※１ 麻薬注射剤を分割して２人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。また、同一患者で手術等で連続して施用する場合であっても、管理面、衛生面に問題がある場合は、避けてください。
なお、施用残液及び空アンプルは、麻薬管理者に返納してください。

※２ 麻薬を施用し始めてから最初の２～３週間や患者の現疾患の悪化が進行する時期においては、処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望ましいです。

※３ 麻薬注射剤の入院患者への払出しは、施用の都度処方することとし、複数回（複数日）分の処方は原則行わないようしてください。

※４ 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するにあたって、直接、患者又は患者の看護にあたる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督のもと、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）
なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。

※５ 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用する事は差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。

※６ 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10％散(水)、1％散(水)、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載(◇第５記録の項参照)が必要となります。

※７ 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。病棟看護師詰所等にて保管する場合は、麻薬保管庫により保管しなければなりませんが、入院患者が、交付された麻薬を保管する際は、麻薬保管庫の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、患者に対して紛失等の防止を図るため、保管方法を助言する等注意喚起に努め、服用状況等を随時確認し、施用記録、看護記録等にその記録を記載するようにしてください。なお、病棟等における適正な麻薬管理を推進するため、麻薬管理者は、補助者に服用状況の確認等をさせることもできます。
また、入院患者が、交付された麻薬を不注意で紛失した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等の状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や搾取等された疑いが高い場合には、薬務課にその状況を報告するとともに、警察署にも連絡してください。

※８　転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者は、当該患者に継続施用する場合には麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を(　)書で記載し、残高には加えないでください。当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者(麻薬施用者)は、患者の症状等により病棟看護師詰所で保管するほか、患者に保管させることもできます。なお、患者に保管させる場合には、必要最小限の量として、それ以外の麻薬については、看護師詰所若しくは調剤室等の麻薬保管庫で保管してください。当該麻薬を継続施用せずに受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄若しくは補助簿(廃棄簿)に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

☆デュロテップＭＴパッチの慢性疼痛患者への施用☆

平成２２年１月２０日より、デュロテップＭＴパッチの効能・効果が追加承認され、下記のとおり、慢性疼痛における鎮痛にも適応可となりました。（※麻薬としては初めての例）

〔効能・効果〕
非オピオイド鎮痛剤及び弱オピオイド鎮痛剤で治療困難な下記疾患における鎮痛
（ただし、他のオピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する場合に限る。）
中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛
中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛

しかしながら、慢性疼痛患者へ処方するためには、適正使用を推進することを目的にメーカーによる新たな流通管理体制(以下３点)が設けられていますので、これに基づいた処方をお願いします。

①トレーニングの受講
②確認書を用いた同意取得
③患者さんの効能・効果の確認

※詳細については、メーカーへ確認してください。

また、薬局においては、処方の都度麻薬処方箋とともに確認書の確認を行い、帳簿の備考欄に慢性疼痛への払い出しである旨（㊦等）を明記してください。

２　麻薬処方せん　（法第２７条）

麻薬処方せんには、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要があります。

①　患者の氏名、年齢（又は生年月日）
②　患者の住所
③　麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数も含む）
④　処方せんの使用期間（有効期間）
⑤　処方せん発行年月日
⑥　麻薬施用者の記名押印又は署名
⑦　麻薬施用者免許番号
⑧　麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内処方せんの場合には、上記の②、④、⑧の事項を省略することができます。

（なお、院内における外来患者への処方についても、患者さんの手を介さない場合に限り②、④、⑧の事項を省略することができます。）

※１　麻薬処方せんには、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありませんが、管理の面から、他の処方せんと区別するため、麻薬処方せんの上部に㊕と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし、患者に不安を抱かせる等の場合にはこの限りではありません。

※２　麻薬の品名は、局方名、一般名又は商品名のいずれかでもかまいません。
ただし、麻薬処方せんに約束処方を用いる場合は、次の事項が必要です。

①　麻薬施用者、麻薬管理者及び薬剤師との間で、あらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
②　院内処方せんの記載のみに用いること。
③　約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

例

Rp.	リン酸コデイン	0.06ｇ	
	アスベリン散	1.2ｇ	
	塩酸メチルエフェドリン散	1.2ｇ	分３毎食後／○日分

の処方を

Rp.	鎮咳１号（リン酸コデイン60ｍｇ）	分３毎食後／○日分

と記載してもかまいません。

☆ただし、「鎮咳１号」あるいは「Ｈ－１」のみの名称記載は認められません。

※３　調剤済みの処方せんは、院内処方せん（麻薬管理者が保管）の場合２年間、院外処方せん（麻薬小売業者が保管）の場合は、３年間の保管が義務づけられています。

※４　麻薬注射剤については、院内処方せんには、アンプル(A)単位で記載してください。
また、麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認し、麻薬帳簿へ記載する必要がありますので、院内麻薬処方せんを使っての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することができる複写式の施用票を用いると便利です。

（院内麻薬注射処方せんの例）　　（　　は複写）

麻薬注射せん（１）

カルテ番号　　発行年月日
氏　　名
生年月日　　性別
診　療　科　　病棟

処　方	薬　品　名	含量、容量	施用量
			ｍｌ
			払出　　Ａ
	払出日　　年　月　日	払出者	持出者

注　意　：　この注射せんは、１人１行為について記載してください。
注射用麻薬は、施用後、残液、空アンプルを（２）、（３）票とともに薬局へ返納してください。

麻　薬　施　用　者			調剤者
免許番号	氏名	印	

発　行　→　薬　局

麻薬注射せん（２）

カルテ番号　　発行年月日
氏　　名
生年月日　　性別
診　療　科　　病棟

処　方	薬　品　名	含量、容量	施用量
			ｍｌ
			払出　　Ａ
	払出日　　年　月　日	払出者	持出者
施用日	年　月　日	施用量	ｍｌ
返　納	年　月　日	残　量	ｍｌ
	未開封ｱﾝﾌﾟﾙ数　　Ａ	空ｱﾝﾌﾟﾙ数	Ａ
	ｶｯﾄしたｱﾝﾌﾟﾙ残液　　ｍｌ	返納者	受理者
廃　棄	年　月　日	廃棄者	立会者

麻　薬　施　用　者			調剤者
免許番号	氏名	印	

発　行　→　薬　局　→　病　棟　→　薬　局（保存）

※３　返納廃棄の欄

麻薬注射せん（３）

カルテ番号　　発行年月日
氏　　名
生年月日　　性別
診　療　科　　病棟

処　方	薬　品　名	含量、容量	施用量
			ｍｌ
			払出　　Ａ
	払出日　　年　月　日	払出者	持出者
施用日	年　月　日	施用量	ｍｌ
返　納	年　月　日	残　量	ｍｌ
	未開封ｱﾝﾌﾟﾙ数　　Ａ	空ｱﾝﾌﾟﾙ数	Ａ
	ｶｯﾄしたｱﾝﾌﾟﾙ残液　　ｍｌ	返納者	受理者

注　意　：

麻　薬　施　用　者			調剤者
免許番号	氏名	印	

発　行　→　薬　局　→　病　棟　→　薬　局　→　会　計

※上記の様な複写式の処方箋を用いる事で、施用票（（２）票）としても用いれるため、返品があった場合等も新たな返品伝票（処方箋）によらずに対応することが可能です。

☆この記載例については、アンプルのまま交付するいわゆる仮払い時に使用するものであり、薬局において、アンプルカットし調製する場合は、この例によることなく、希釈に利用する輸液等を同一処方せんに記載することもできます。

第５　記録

１　診療録（カルテ）の記載　（法第４１条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。

①　患者の氏名、性別、年齢、住所
②　病名及び主症状
③　麻薬の品名及び数量
④　施用又は交付の年月日

※１　麻薬注射剤の数量の記載については、Ａ（アンプル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をml又はmg単位で記載してください。

※２　麻薬を継続して施用し又は施用のため交付する際には、２回目以降についても、ＤＯ、前回、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、麻薬の品名、数量を記載してください。

※３　麻薬の品名の記載については、局方名、一般名、商品名、又は簡略名（リンコデ、塩モヒ注程度の略名であれば可。）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。ただし、麻薬の品名、数量の判らない約束処方名では記載しないでください。

※４　医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、㊍を朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。
なお、診療録の処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

※５　コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合には、綿棒の数、スプレー数等を診療録の処置欄に記載してください。

※６　モルヒネ坐剤等をレスキューとして、一定期間にその都度施用できるように処方している場合、何ｍｇの坐剤等を何個施用したのか分かるように記載してください。

※７　モルヒネ水溶液等の水剤を連続して与薬する場合には、何回分の処方の何回目を施用したのかが分かるようにしてください。水剤以外の場合に利用しても施用状況が分かり便利です。（例えば、２１回分処方での３回目の与薬であれば、麻薬の品名、数量とともに３／２１と施用記録、看護記録等にその記録を記載してください。）

※８　患者の容態急変などにより、麻薬の施用を中止したとき、麻薬の処方を変更したとき、その旨を診療録に記載してください。
また、その際、麻薬管理者に麻薬を返したときは、その返した麻薬の品名、数量を記載してください。

※９　診療録の保存期間は、医師法により５年間と決められています。

２　麻薬帳簿の記載　（法第３９条）

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、麻薬診療施設に麻薬帳簿を備え付け、これに次の事項を記載しなければなりません。

①当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量、年月日及び製品番号。
②当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日。
③当該麻薬診療施設で施用し又は施用のため交付した麻薬の品名、数量及びその年月日。
④当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日。
⑤事故として届け出た麻薬の品名、数量、事故年月日（備考欄に届出年月日も記載）。
⑥再利用した麻薬の品名、数量及びその年月日。

ただし、コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類については、施用し又は施用のため交付したときは、記載の必要はありません。

また、この帳簿は、麻薬診療施設の開設者が、最終記載の日から２年間保存することになっています。

※１　帳簿の記載には、万年筆・サインペン・ボールペン等の字が消えないものを使用してください。帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。

※２　帳簿は、品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。
たとえば、麻薬の原末から１０％散を予製した場合においては、１０％散の口座を新たに作成し記載してください。

※３　帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
また、帳簿は毎年更新する必要はありません。

※４　コンピュータを用いて帳簿を作成する場合は、帳簿に薬務課職員等の立会署名等を必要とする事もありますので、原則として定期的に出力された印刷物を１ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。

※５　倍散、倍液等を自家予製した場合、バイアル（ケタラール等）を分割施用する場合は、別口座を設けてください。

※６　帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行い、患者氏名を備考欄に記載してください。
なお、麻薬注射剤の受入れ又は払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。

※７　麻薬注射剤（バイアル製剤も含む）については、麻薬処方せん及び麻薬施用票を確認し、施用の事実と施用量及び施用残液を確認してから麻薬帳簿の記載及び麻薬の廃棄等を行ってください。
なお、施用残液の廃棄は麻薬管理者の責任において速やかに廃棄し、廃棄数量をｍＬ単位で備考欄に記載してください。

※８　麻薬注射剤の払出しは、薬局から出庫した日ではなく、施用した日を記載してください。

※９　患者等から定時投薬する内服用麻薬等で調剤済みの麻薬の返却を受けたときは、麻薬処方せん等を利用して残量を明確にし、次のとおり行ってください。

ｱ　再利用する場合

日付・患者別に記入し、受入れ欄に＊印を記し、（　）書きで受入量を記入し、残量に受入量を加えます。
備考欄に、（患者名）から返納（再利用）と記入します。
（再利用する麻薬は、ＰＴＰ包装等で品質が確保されていること。）

ｲ　そのまま利用する場合
外来患者が、再入院及び転院の際に持参した麻薬をそのまま使用する場合は、（　）書きで受入量を記載しますが、残量欄には加えません。また、その際、医師の投薬指示（処方せん）内容が外来時と変更がないことが条件となり、変更があればそのまま使用することはできません。
（利用する麻薬は、ＰＴＰ包装等で品質が確保されていなければなりません。）
もし、持参した麻薬を使用中に、医師からの投薬指示（処方せん）内容に変更があった場合は、アの再利用する場合、若しくはウの廃棄する場合に従って処理してください。

ｳ　廃棄する場合
日付・患者別に記入し、受入れ欄に（　）書きで受入量を記入しますが、残量には受入量を加えません。
備考欄に、（患者氏名）から返納、廃棄年月日、届出年月日、立会者名を記入します。ただし、廃棄簿を作成した場合、また複写式の麻薬処方せんを用い、その中で記載事項を全て満たしている場合は、記載の必要はありません。

※10　現品と帳簿残高は定期的に照合してください。

※11　麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個（本）数単位で記載してください。
なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、備考欄に廃棄数量をｍｇ単位で記載してください。

※12　アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差については、麻薬管理者が他の職員の立会の下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に麻薬管理者及び立会者が署名又は記名押印してください。

※13　リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの10％散(水)、１％散(水)の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについては記載する必要はありません。

※14　麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、帳簿を使い終わったときは、帳簿を速やかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

※15　麻薬診療施設の開設者は帳簿の引き渡しを受けた時は、最終の記載の日から２年間保存しなければなりません。
なお、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管していない診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

麻薬帳簿の記載例

＜例１＞　錠剤・坐剤・貼付剤

品　　名	ＭＳコンチン錠 10mg				単　　位	錠（T）・個・枚
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　高	備　　考	
H○○.10. 1				150	前帳簿から繰越し	
10. 2	○○ 株式会社	100		250	購入　lot 12345	※１
10. 7	奈良 太郎		21	229		※２
10. 9	薬務 花子	(18)		247	返納（再利用）	※３
10.11	医療 次郎	(5)		247	（転入院時持参・廃棄） H○○.10.11（５）廃棄・立会者署名 H○○.10.17 調剤済麻薬廃棄届提出	※４
10.15	薬対 緑	(7)		247	（転入院時持参・継続使用）	※５
10.20			10	237	H○○.10.20麻薬廃棄届提出 期限切れのため	※６
		◆１ 平成○○年１０月２５日上記××××廃棄完了 奈良県薬務課（立会者　☆☆☆☆　）				
10.30			1	236	1錠所在不明 H○○.10.31麻薬事故届提出	※７

※１　受入れ年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。
なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入れ年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。
また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

※２　麻薬処方せんによって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。

※３　受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入れ欄の（　）書きに＊印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。
なお、再利用できる場合は、入院患者に処方された麻薬の内、病棟等で麻薬が適正に管理されている場合のみで、外来患者及び自己管理している入院患者より返納があった麻薬については、管理が行き届いていない事からも再利用しないことが望まれます。

※４　患者が入院の際に持参した麻薬を廃棄する場合は、速やかに廃棄し、廃棄後３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。（補助簿(廃棄簿)を備える場合は<参考>参照）

※５　外来患者が再入院及び転院の際に持参した麻薬をそのまま使用する場合は、受入れ欄に受入数量を（　）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。

※６　麻薬廃棄届を提出した際に記載してください。（記載後は１行空け、上記の通り薬務課職員が◆１のスタンプを押印できるよう配慮願います。）
廃棄する場合には、薬務課職員が立会いますので、その指示に従ってください。

※７　麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、速やかに奈良県薬務課へ届出を行ってください（◇第７麻薬の事故届の項参照）

＜参考＞補助簿（廃棄簿）の記載例

患者の死亡その他の理由により施用できなくなった麻薬、再入院又は転院の際に患者が持参した麻薬は、麻薬管理者の責任において廃棄することができますが、調剤済麻薬廃棄届が必要です。また、帳簿にも記載しなければなりません。

この場合の帳簿は、上記の麻薬管理帳簿に記載してもよいですが、補助帳簿（麻薬廃棄簿）を作成し、記入することもできます。

受　入 年月日	品　　名	受　入 (廃棄) 数　量	患　者 氏　名	廃　棄 年月日	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年　月　日	備　考 (廃棄理由)
H○.10.1	ＭＳコンチン10mg錠	５錠	△△△	H○.10.1	□□□□	H○.10.11	患者死亡
H○.10.1	ＭＳコンチン10mg錠	１２錠	△△△	H○.10.1	□□□□	H○.10.11	処方変更
H○.10.5	フェンタニル注0.1mg	４mL	△△△	H○.10.6	□□□□	H○.10.11	中止

※１　患者毎に記載してください。

※２　麻薬含有水剤・散剤等、希釈し施用する製剤を廃棄する場合には、数量（ｍｇ、mL）とその濃度(ｇ/mL)を併記するようにしてください。

＜例２＞注射剤（アンプル）

品　　名	オ ピ ア ル 注 射 液				単　　位	Ａ（１ｍｌ）
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				15	前帳簿から繰越し	
10. 1	奈良 太郎		1	14	0.5ml 廃棄 ・ 立会者署名　※１	
10. 3	○○ 株式会社	10		24	購入　lot 54321	
10. 5	薬務 花子		1	23		
10. 6			1	22	破損により 0.5mL 流失　※２ H○○.10.7 事故届提出 H○○.10.17 (0.5mL) 廃棄・立会者署名	
10. 7	医療 次郎		3	19	使用せず　※３ H○○.10.3(３mL) 廃棄・立会者署名 H○○.10.17 調剤済麻薬廃棄届提出	
10.20			10	9	H○○.10.20 麻薬廃棄届提出　※４ 期限切れのため	
		◆１	平成○○年１０月２５日上記××××廃棄完了 奈良県薬務課（立会者　☆☆☆☆　）			

※１　使用残液を処分した場合。上記は１Ａ(1mL)のうち半量(0.5mL)を施用した例です。廃棄量については、施用量及び返却アンプルを確認した後に記載してください。

※２　事故届を提出した場合に記載。上記はアンプル破損により半量(0.5mL)が流失した例です。残液がある場合は、廃棄状況（廃棄者、立会者、廃棄日等)も事故届に記載してください。(廃棄はできるだけ速やかに行うこと。)

※３　調剤済麻薬廃棄届を提出した場合に記載。（調製したが、患者の容態急変により使用しなかった場合等)

※４　麻薬廃棄届を提出した際に記載してください。（記載後は１行空け、上記の通り薬務課職員が◆１のスタンプを押印できるよう配慮願います。）
廃棄する場合には、薬務課職員が立会いますので、その指示に従ってください。

＜例３＞　注射剤（バイアル）

品　　名	ケタラール 500mg筋注用				単　　位	Ｖ（１０ｍｌ）
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H19. 1. 1				15	麻薬指定　　lot V0x	
1. 1	奈良 太郎		1	14	７mL 廃棄 ・ 立会者署名　　※１	
2. 3	○○	5		19	lot 67890	
3. 6			1	18	破損により ５mL 流失　　※２ H○○.3.7 事故届提出 H○○.3.7（５mL）廃棄・立会者署名	
4. 8			10	8	H○○.4.8 麻薬廃棄届提出　　※３ 期限切れのため	
		◆１ 平成○○年　４月２５日上記×××廃棄完了 奈良県薬務課（立会者　☆☆☆☆　）				
4.15			1	9	分割施用１０ml　別口座に記載　　※４	

※１　使用残液を処分した場合。上記は１Ｖ(10mL)のうち３mLを施用した例です。廃棄量については、施用量及び返却バイアルを確認した後に記載してください。
※２　事故届を提出した場合に記載。上記はアンプル破損により半量(５mL)が流失した例です。残液がある場合は、廃棄状況（廃棄者、立会者、廃棄日等)も事故届に記載してください。(廃棄はできるだけ速やかに行うこと。)
※３　麻薬廃棄届を提出した際に記載してください。（記載後は１行空け、上記の通り薬務課職員が◆１のスタンプを押印できるよう配慮願います。）
廃棄する場合には、薬務課職員が立会いますので、その指示に従ってください。
※４　分割施用をするため、新たに別口座を設けてください。

＜例３－２＞　分割施用のための別口座

品　　名	ケタラール 500mg筋注用				単　　位	ｍｌ
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H19. 4. 15		10		10	分割施用のため受入れ	
4. 15	薬務 花子		2	8		
4. 15	医療 次郎		3	5	使用せず　　※１ H○○.4.15（３mL）廃棄 H○○.4.17 調剤済麻薬廃棄届提出 ・立会者署名	
4. 18			5	0	施用に伴う消耗・立会者署名　※２	

※１　施用の目的で調製したものの、患者の容態急変等により施用しなかった場合で廃棄するときは、調剤済麻薬廃棄届を提出してください。
※２　バイアル内に残液があり、廃棄処理する場合は、施用に伴う消耗として麻薬診療施設の職員が立会の下に廃棄し、記載してください。

＜例４＞　散　剤（原末：そのまま施用または自家予製する場合）

品　　名	塩 酸 モ ル ヒ ネ 末				単　　位	g
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				5	前帳簿から繰り越し	
10. 1			0.5	4.5	１％散　５０ｇ調製	※１
10. 3	○○ 株式会社	10		14.5	lot 123123	
10. 5	奈良 太郎		0.01	14.49		※２

※１　１％散を調製した場合に記載してください。１％散については、新たに別口座を設けてください。
※２　原末等を施用した場合に記載してください。

＜例４－２＞　１％散を調製した場合の別口座

品　　名	塩酸モルヒネ１％散				単　　位	g
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				10	前帳簿から繰り越し	
10. 1		50		60	原末から調製	※１
10. 6			3	57	薬務 花子	※２

※１　１％散を調製した場合に記載してください。
※２　１％散を施用した場合に記載してください。（患者毎に記載してください）

＜例５＞　液　剤　（そのまま施用又は自家調製する場合）

品　　名	塩 酸 コ カ イ ン 末				単　　位	g
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				0.5	前帳簿から繰り越し	
10. 1			0.5	0	１％水　５０ｍｌ調製	※１
10. 3	○○ 株式会社	10		10	lot 456456	
10.18			0.5	9.5	１％水　５０ｍｌ調製	※１

※１　１％水を調製した場合に記載してください。１％水については、新たに別口座を設けてください。

＜例５－２＞　１％水を調製した場合の別口座

品　　名	塩酸コカイン１％水				単　　位	ｍＬ
年　月　日	氏　名	受　入	払　出 （綿棒数）	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				10	前帳簿から繰り越し	
10. 1		50		60	原末から調製	※１
10. 6	薬対 緑		45		他○名	※２
10.15			55ml	5	残液秤量	※３
10.18		50		55	原末から調製	※４

※１　１％水を調製した場合に記載してください。
※２　患者数が１０名に満たないときは、患者名を記載してください。
※３　残液欄は、毎日記載する必要はありません。目安として、毎月15日と月末（常時使用しない施設にあっては月末１回でよい。）に秤量してください。

（注）　液剤を自家予製して施用する場合

・払出欄の記載は、１日総使用綿棒数、綿球数、滴数若しくはスプレー数でよいが、毎月15日と月末（常時使用しない施設にあっては月末１回でよい。）には残液を秤量し、前回の残液秤量日の翌日から当該日までの間の総使用液量を計算して記載してください。
・倍液の１回予製量は、１ヶ月使用分以下又は50ml以下とし、当該施設の患者数、施用量を考慮して、可能な限り少量としてください。
・倍液の使用にあたっては、なるべく少量に小分けする等残液の不良化、不潔化の防止を図ってください。

＜例６＞　リン酸コデイン　（リン酸ジヒドロコデイン・塩酸エチルモルヒネ）

品　　名	リン酸コデイン末				単　　位	g
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1				0.5	前帳簿から繰り越し	
10. 1			0.5	0	１％散　５０ｇ調整	※１
10. 3	○○ 株式会社	10		10	lot 789789	
10.15			0.5	9.5	１％散　５０ｇ調製	※１
10.16	薬務 花子		0.01	9.49		※２

※１　１％散を調製した場合に記載してください。１％散については、新たに別口座を設けてください。
※２　原末を施用した場合に記載してください。

＜例６－２＞　１％散を調製した場合の別口座

品　　名	リン酸コデイン1％散				単　　位	g
年　月　日	氏　名	受　入	払　出	残　量	備　　考	
H○○.10. 1		50		50	原末から調製	※１
10.15		50		100	原末から調製	※１
9.30				20	期末在庫	※２

※１　　１％散を調製した場合に記載してください。
※２　　期末在庫を秤量し、記載してください。

第６　麻薬の廃棄

１　陳旧、不必要麻薬等の廃棄　（法第２９条）

古くなったり、変質、破損、調剤ミス等により使用できなくなった麻薬、又は業務廃止、開設者死亡等により使用及び所有することができなくなった麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ、「麻薬廃棄届」（第１１号様式）により、次の必要事項を記載し、奈良県知事に提出してください。廃棄については、麻薬廃棄届提出後に日時等を調整し、奈良県薬務課職員（麻薬取締員等）の立会の下で廃棄する事になります。

①　免許証の番号・免許年月日・免許の種類・免許取得者の氏名
②　麻薬業務所の所在地・名称
③　麻薬の品名・数量（該当麻薬が複数ある場合も１つの麻薬廃棄届に記載してください。）
④　廃棄の理由
⑤　届出年月日
⑥　届出者住所・氏名

※廃棄の年月日、廃棄の場所及び廃棄の方法については、空欄の上提出してください。

２　麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄　（法第３５条第２項）

患者の死亡その他の理由により施用できなくなった麻薬を廃棄する場合は、帳簿にその旨記載し、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が麻薬診療施設の他の職員立会の下で廃棄することができます。特に、再入院又は転院の際に患者が持参した麻薬については、患者宅等での管理状況等が不明であるため、その患者に利用しなければ、廃棄することが望まれます。

廃棄の方法は、放流、焼却等麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。

麻薬の廃棄完了後は、３０日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(第１９号様式)により、奈良県薬務課へ提出してください。

なお、３０日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

※１　廃棄した麻薬について、届出書に記載せず、別紙（一覧表）を添付する場合は、別紙と届出書を届出者印で割印してください。

３　麻薬注射剤等の施用残液の麻薬廃棄（施用に伴う消耗）

麻薬注射剤の施用残液、ＩＶＨ(中心静脈への点滴注射)に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液及び輸液等に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液の廃棄は、奈良県知事に届け出る必要はありません。麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が、麻薬診療施設の他の職員の立会の下で廃棄してください。

廃棄の方法は、放流、焼却等麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。

この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。（◇第５記録の項参照）

また、バイアル内の残液も同様の扱いとなります。なお、「アルチバ静注用」(凍結乾燥した注射剤等)の場合、溶解・希釈液の量により薬液濃度が違うため、容量記載だけでは不明確となるので、ｍＬ(容量)及びｍｇ／ｍＬ(濃度)の併記若しくは、ｍｇ(量)を記載してください。

第７　麻薬の事故届　（法第３５条）

麻薬管理者は(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項について、「麻薬事故届」(第１８号様式)により奈良県知事に届け出なければなりません。

＜届出の必要な場合＞

① 盗難にあった場合。
② 紛失等所在が判らなくなった場合。
　・調剤中に紛失した場合。
　・病棟で管理していたものが紛失した場合。
　・患者に服用させようとして紛失した場合。
③ 調剤中等に不注意により破損した場合。
④ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けた後、破損に気づいた場合。
⑤ 調剤過誤により交付した麻薬を、患者が既に服用していた場合。
⑥ その他。

※１　麻薬が盗難にあった場合は、速やかに警察署にも届け出てください。
※２　麻薬事故届は麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)名で提出してください。
※３　通常、アンプル麻薬注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故及び経過を詳細に記載した麻薬事故届を提出することで、改めて麻薬廃棄届等の提出は必要ありません。しかし、廃棄した回収分の麻薬については、その廃棄数量及び廃棄方法(立会者等)について、麻薬事故届の中に明示してください。
※４　麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
※５　一時退院している患者及び入院患者の内麻薬を自己管理している患者が、服用する麻薬を紛失等した場合は、事故届の必要はありません。しかしながら、その詳細について患者へ確認を行ってください。
※６　所在不明等その事故の内容によっては、現場確認及び別途報告書等を求める場合があります。

第８　麻薬年間報告　（法第４８条）

麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者)は、次の事項について毎年１１月末日迄に、「麻薬年間報告書」(参考様式第４号)により、奈良県知事に届け出なければなりません。

① 前年の１０月１日に、麻薬診療施設の開設者が所有していた全ての麻薬の品名及び数量。
② 前年の１０月１日から報告年の９月３０日までの間に、麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名及び数量。

③　前年の１０月１日から報告年の９月３０日までの間に、麻薬診療施設の開設者が当該施設で施用し又は施用のため交付した全ての麻薬の品名及び数量。
④　報告年の９月３０日に、麻薬診療施設の開設者が所有する全ての麻薬の品名及び数量。

※１　麻薬管理帳簿と９月３０日現在の麻薬所有数量を必ず照合してください。
※２　同じ品名の麻薬でも剤型や含有量（規格）が異なれば別品目として記載してください。
※３　自家予製剤で倍散、倍液は、原末に換算することなく、それぞれ別品目としてください。
※４　単位欄には、Ａ(注射剤)、Ｔ(錠剤)、枚(貼付剤)、ｇ(粉末)、個(坐剤)、ｍＬ(液剤)、包(内服液等)の別を記入してください。
※５　患者等から譲り受けた麻薬を再利用した場合は、受入欄にその数量を（　）書きで別掲で記載し、備考欄にその旨を記載してください。
※６　麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。ただし、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は記載する必要はありません。
※７　１年間麻薬を所有しなかったり施用しなかった麻薬診療施設についても、その旨を報告してください。
※８　麻薬診療施設において所有する麻薬で、１年間使用しなかった麻薬についても報告してください。また、１年間麻薬を所有又は使用しなかった診療施設においてもその旨報告してください。
※９　麻薬以外の医薬品が、期間中に新たに麻薬に指定された場合は、その施行日に所有していた数量を期初在庫として記載してください。

第９　麻薬中毒者診断届及び転帰届

１　麻薬中毒者診断届　（法第５８条の２）

医師（麻薬施用者の免許の有無を問いません。）が、診察の結果、その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、速やかにその中毒者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所(病院等の名称及び所在地)及び氏名等について、その患者の居住地（居住地がないか、明らかでない者については現在地）の都道府県知事に「麻薬中毒者診断届」(参考様式第５号)により提出してください。

２　麻薬中毒者転帰届

麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等したときは、速やかにその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転帰等の事由、転帰等の年月日について、都道府県知事に「麻薬中毒者転帰届」(参考様式第６号)により提出してください。

第10　問い合わせ先

麻薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法で細かく規定されていますので、不明の点がありましたらどんな些細なことでも下記へ問い合わせてください。

＜担当係＞　奈良県薬務課 献血・薬物対策係
＜住　所＞　奈良市登大路町３０番地
＜ＴＥＬ＞　０７４２－２７－８６６４　＜ＦＡＸ＞　０７４２－２７－３０２９

第１号様式

県証紙 貼付

麻薬管理施用者免許申請書

捨印

麻薬業務所	所在地			
	名称			
麻薬施用者にあっては、従として診療に従事する麻薬診療施設又は研究施設	所在地			
	名称			
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許番号		第　　号	免許の登録年月日	T・S・H 年　月　日
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。			
備考				

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

奈良県知事　　殿

（注意）

1　申請時には、精神機能障害の有無・麻薬若しくは覚せい剤中毒の有無についての診断書を添付すること。

2　申請時には、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の原本照合された写しを添付するか、免許証の写しを添付した上免許証の原本を持参すること。

3　欠格条項欄は、該当がなければ「なし」、該当する場合は理由・事実・年月日等を記載すること。

参考様式第１号

診　　断　　書

氏　　名		性　　別	男・女
生年月日	大正 昭和 平成　　年　　月　　日	年　　令	才

上記の者について、下記のとおり診断します。

１．精神機能の障害（□にチェックを付けて下さい）

□　明らかに該当なし

□　専門家による判断が必要

（専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載して下さい。））

２．麻薬若しくは覚せい剤の中毒者でない。

診断年月日	平成　　年　　月　　日

所 在 地

名　　称

医師の氏名　　印

第３号様式

麻薬管理施用者業務廃止届

捨印

麻薬取扱者免許証の番号		第　　号	麻薬取扱者免許年月日	平成　　年　　月　　日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
業務廃止の事由及びその年月日		退職・不用・死亡・その他（　　）のため 平成　　年　　月　　日		

上記のとおり、業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所

届出義務者続柄

氏　　名　　㊞

奈良県知事　殿

（注意）

１　本人による届出の場合は、届出義務者続柄の欄を空白とすること。

２　届出時は、麻薬取扱者免許証の原本を添付すること。

第４号様式

麻薬管理施用者免許証返納届

捨印

麻薬取扱者免許証の番号		第　　号	麻薬取扱者免許年月日	平成　　年　　月　　日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
免許証返納の事由及びその年月日		有効期間満了のため 平成　　年　　月　　日		

上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

奈良県知事殿

（注意）

1　届出時は、麻薬取扱者免許証の原本を添付すること。

第５号様式

麻薬管理施用者免許証記載事項変更届

捨印

麻薬取扱者免許証の番号			第　　号	麻薬取扱者免許年月日	平成　　年　　月　　日
変更すべき事項					
変更前	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所				
	氏名				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更後	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所				
	氏名				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更の事由及びその年月日					平成　　年　　月　　日

上記のとおり、免許証の記載事項に変更が生じたので免許証を添えて届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

奈良県知事　殿

（注意）

1　変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

2　届出時は、麻薬取扱者免許証の原本を添付すること。

第６号様式

県　証　紙 貼　　付

麻薬管理施用者免許証再交付申請書

捨印

麻　薬　取　扱　者 免　許　証　の　番　号		第　　号	麻薬取扱者 免許年月日	平　成　　年　　月　　日
麻　薬 業務所	所在地			
	名　称			
氏　　名				
再交付の事由 及びその年月日		平成　　年　　月　　日		

上記のとおり、免許証の再交付を申請します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

奈良県知事　殿

（注意）
１　棄損した場合は、棄損した麻薬取扱者免許証の原本を添付すること。

参考様式第２号

麻 薬 所 有 量 届

捨 印

麻 薬 取 扱 者 免 許 証 の 番 号	第　　号	麻薬取扱者 免許年月日	平 成　　年　　月　　日
免 許 の 種 類	麻薬 施用 ・ 管理 者		
麻 薬 業 務 所	所在地		
	名 称		
届 出 の 事 由			
発 生 年 月 日	平成　　年　　月　　日		

所有する麻薬	品　　名	数　　量	製 品 番 号	備　　考

残 余 麻 薬 の 処 置	譲渡・廃棄・その他（　　）予定
備　　考	

上記のとおり、麻薬及び向精神薬取締法第３６条第１項の規定により届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏　　名　（法人にあっては、名称）

㊞

奈 良 県 知 事　殿

（注意）

１　届出事由が生じた日から１５日以内に届出ること。

２　届出者は開設者について記載すること。

参考様式第３号

麻　薬　譲　渡　届

捨　印

譲渡人	麻薬取扱者免許証の番号	第　　号	麻薬取扱者免許年月日	平成　　年　　月　　日	
	免許の種類	麻薬　施用・管理　者	廃止年月日	平成　　年　　月　　日	
	麻薬業務所 所在地				
	麻薬業務所 名称				
	譲渡年月日	平成　　年　　月　　日			
	届出の事由				
譲り渡した麻薬	品名	数量	製品番号	備考	
譲渡先	麻薬取扱者免許証の番号	第　　号	麻薬取扱者免許年月日	平成　　年　　月　　日	
	免許の種類	麻　薬　　者			
	麻薬業務所 所在地				
	麻薬業務所 名称				
	開設者氏名				

上記のとおり、麻薬及び向精神薬取締法第３６条第３項の規定により届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名　（法人にあっては、名称）

㊞

奈良県知事　殿

（注意）
１　届出事由が生じた日から１５日以内に届出ること。
２　届出者は開設者について記載すること。

第１６号様式

麻　薬　譲　受　証

平成　　年　　月　　日

譲受人の免許証の番号	第　　号	譲受人の免許の種類	麻薬　　者	
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）			㊞	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第　　号	氏　名	㊞
麻薬業務所	所在地			
	名称			

品名	容量	箇数	数量	備考

（注意）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　余白には斜線を引くこと。

第１７号様式

麻　薬　譲　渡　証

平成　　年　　月　　日

譲渡人の免許証の番号	第　　号	譲渡人の免許の種類	麻薬　　者
譲渡人の氏名（法人にあっては、名称）			㊞
麻薬業務所 所在地			
麻薬業務所 名称			

品名	容量	箇数	数量	備考

（注意）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　余白には斜線を引くこと。

第１０号様式

麻薬譲渡許可申請書

<table>
<tr><td rowspan="4">譲渡人</td><td colspan="2">免許証の番号</td><td>第　　号</td><td>免許年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻薬業務所</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">譲り渡そうとする麻薬</td><td>品名</td><td>容量</td><td>箇数</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">譲渡先</td><td colspan="2">免許証の番号</td><td>第　　号</td><td>免許年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻薬業務所</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人にあっては名称）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">譲渡しの理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。

平成　　年　　月　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称）　　㊞

近畿厚生局長　　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第１１号様式

麻　薬　廃　棄　届

<table>
<tr><td colspan="2">麻　薬　取　扱　者
免　許　証　の　番　号</td><td>第　　号</td><td>麻薬取扱者
免許年月日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">免　許　の　種　類</td><td>麻薬　施用・管理　者</td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻薬業務所</td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">廃棄しようとする麻薬</td><td colspan="2">品　　名</td><td>数　　量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　棄　の　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　棄　の　場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　棄　の　方　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　棄　の　理　由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏　　名　（法人にあっては、名称）

㊞

奈　良　県　知　事　殿

（注意）

１　届出時は、廃棄の年月日、廃棄の場所、廃棄の方法の欄を空白とすること。

第１９号様式

調剤済麻薬廃棄届

<table>
<tr><td>麻薬取扱者
免許証の番号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>麻薬取扱者
免許年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>免許の種類</td><td colspan="2">麻薬　施用・管理　者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻薬業務所</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃棄した麻薬</td><td>品　　名</td><td>数　　量</td><td>廃棄年月日</td><td colspan="2">患者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃棄の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>廃棄の理由</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　　所　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名　（法人にあっては、名称）

㊞

奈良県知事　殿

（注意）

１　届出事由が生じた日から３０日以内に届出ること。

第１８号様式

麻　薬　事　故　届

<table>
<tr><td>麻　薬　取　扱　者
免　許　証　の　番　号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>麻薬取扱者
免許年月日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>免　許　の　種　類</td><td colspan="4">麻薬　施用・管理　者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻薬業務所</td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故が生じた麻薬</td><td colspan="2">品　　名</td><td colspan="2">数　　量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故発生の状況
（事故発生年月日、
場所、事故の種類）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。
平成　　年　　月　　日
住　　所
氏　　名　　㊞
奈　良　県　知　事　殿</td></tr>
</table>

（注意）

１　届出者は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設においては麻薬施用者）について記載すること。

参考様式第４号

麻　薬　年　間　報　告　書

自　平成　　年１０月　１　日　　麻薬取扱者免許証番号：第　　号　　免許の種類：麻薬 施用・管理 者

至　平成　　年　９　月３０日　　業務所々在地：奈良県

奈　良　県　知　事　　殿　　名　　称：

平成　　年　　月　　日提出　　氏　　名：　　㊞

品　　名	期初在庫		受　　入		払　　出		期末在庫		備　　考
	単位	数　量	単位	数　量	単位	数　量	単位	数　量	

参考様式第５号

麻　薬　中　毒　者　診　断　届

平成　　年　　月　　日

奈 良 県 知 事　殿

病院又は診療所の
所 在 地 及 び 名 称

電話　　（　　）

住　　所

氏　　名　　印

麻薬及び向精神薬取締法第５８条の２第１項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届出します。

ふりがな 氏　　名			男・女	大正 昭和　　年　　月　　日 平成　　（　　歳）
住　　所 （又は居住地）	奈良県			
診断年月日	平成　　年　　月　　日			
麻薬中毒症状の概要	病　名 及　び 症　状			
	施　用 麻　薬 品　名			
	１日の 使用量			
	中毒に至るまでの使用期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで　　日間		
その他 参考事項				

（注意）

１　がん、結核等の末期的症状の患者に麻薬を連用し、麻薬中毒と診断したときには、＜その他参考事項欄＞に「医療用」と記入した上で届け出ること。

２　診断年月日は、麻薬中毒と診断した年月日を記入すること。

３　２枚複写し、一部を控えとして保存すること。

参考様式第６号

麻薬中毒者転帰届

平成　　年　　月　　日

奈良県知事　殿

病院又は診療所の
所在地及び名称

電話　　（　　）

住　　所

氏　　名　　印

平成　　年　　月　　日付けで届け出た下記の者は、平成　　年　　月　　日死亡、治癒、転医したので届け出をします。

記

住　　所

氏　　名

（備　考）

（注意）
１　転帰の該当事項を○で囲むこと。
２　転医の場合は、転医先を備考欄に記入すること。
３　２枚複写し、一部を控えとして保存すること。

Ⅱ，向精神薬関係

第１　管理体制の整備

向精神薬を施用又は向精神薬を記載した処方せんを交付等する場合は、麻薬と異なり、麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許は不要です。しかしながら、病院等にあっては、向精神薬の管理体制の整備、充実を図るため、「取扱実務担当者」を設置して自主管理を行うことが望まれます。

※１　施設の長又は薬剤部門の長は、薬剤部門の中から向精神薬の取扱実務担当者を定めてください。

※２　取扱実務担当者は、向精神薬の管理に遺漏のないよう向精神薬の取扱い業務を監督指導する若しくは実施し、必要な情報について速やかに薬剤部門の長及び施設長に報告してください。

第２　譲受け・譲渡し

１　譲受け　（法第５０条の１６）

向精神薬を譲り受けることができる相手は、免許を受けた向精神薬製造製剤業者、向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者(注)です。

（注）＜参考：法第５０条の２６＞

薬局開設者及び医薬品一般販売業者（卸売一般販売業者を含む。）は、特段の申し出がない限り、向精神薬卸売業者とみなされます。従って、薬事法の許可を受けた薬局又は医薬品一般販売業者（卸売一般販売業者を含む。）から購入する(譲り受ける)ことができます。

そのほか、次の場合も譲り受けることができます。

①　同一法人の他の病院、診療所から譲り受ける場合。
②　病院、診療所の開設者が、患者等から交付した向精神薬の返却を受ける場合。
③　臨床試験に用いる治験薬を登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合。

２　譲渡し　（法第５０条の１７）

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことができません。

①　患者に交付する場合。
②　向精神薬卸売業者に返品する場合。
③　同一法人の他の病院、診療所に譲り渡す場合。
④　治験薬を向精神薬試験研究施設（又はその施設の設置者と同一法人の向精神薬卸売業者）に返品する場合。

第３　保管　（法第５０条の２１）

向精神薬は病院、診療所の施設内に保管しなければなりません。また、保管する場所は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、鍵をかけた設備内で行わなければなりません。

具体的には、次の事項に留意してください。

①　調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日等で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口に鍵をかけなければなりません。

② ロッカーや引き出しに保管する場合で、夜間、休日等で保管場所を注意する者がいない場合は、そのロッカーや引き出し若しくは部屋の出入口のいずれかに鍵をかけなければなりません。
③ 病棟の看護師詰所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しに鍵をかけなければなりません。

第４　廃棄　（法第５０条の２１）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈、他の薬剤との混合、酸、アルカリ等による分解等、回収が困難な方法によらなければなりません。

第５　事故　（法第５０条の２２）

次の数量以上の盗難、紛失等があったときは、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他事故状況を明らかにするため必要な事項について、「向精神薬事故届」（第３５号様式）により、奈良県知事に届け出なければなりません。

ただし、盗難、強奪、脅取及び詐欺等犯罪によることが明らかな場合は、次の数量以下であっても届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	１００グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	１２０個
注射剤	１０アンプル（バイアル）
内服用液剤	１０容器

第６　記録　（法第５０条の２３第２項及び第４項）

次の表に掲げる第１種向精神薬及び第２種向精神薬を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録し、２年間保存しなければなりません。

① 向精神薬の品名（販売名）及び数量
② 譲受け、譲渡し又は廃棄した年月日
③ 譲り受け又は譲り渡した相手方の営業所等の名称及び所在地

（注）

① 患者へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。
② 同一法人の病院、診療所との間で譲受け又は譲渡しがあった場合は、記録する必要があります。
③ 伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

◆第１種向精神薬・第２種向精神薬

	一　般　的　名　称	左欄に掲げる成分を含有する製剤の名称
第１種	セコバルビタール	アイオナールナトリウム注射用
	メチルフェニデート	リタリン散・錠
第２種	アモバルビタール	イソミタール末
	フルニトラゼパム	サイレース注・錠、ロヒプノール注・錠 ビビットエース錠、フルトラース錠、フルニトラゼパム錠
	ブプレノルフィン	レペタン注・坐薬、ザルバン注
	ペンタゾシン	ソセゴン注・錠、ペンタジン注・錠、ペルタゾン錠、トスパリール注、ヘキサット注
	ペントバルビタール	ラボナ錠、ネンブタール注

第７　その他注意事項

［容器の記載］（法第５０条の１９）

① 病院、診療所が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「向」が表示されています。

［製造、製剤、輸出、輸入］（法第５０条の８、第５０条の１１、第５０条の１５）

① 調剤（予製を含む。）する場合及び試験検査のための製剤する場合のほか、向精神薬を製造し又は製剤することはできません。

② 向精神薬を輸出又は輸入することはできません。

③ 患者は、自己の疾病の治療目的で１ヶ月分以内の量の向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。
なお、処方せんの写し又は携帯する向精神薬の品名・数量について医師が証明する書面があれば、１ヶ月分以上の量を携帯して出入国することができます。
なお、この場合、出国先によっては、その国の法律により輸入が禁止されている向精神薬もありますので、事前に出国先の大使館等に確認してください。

第３５号様式

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号	第　　号		免許(登録)年月日	年　月　日
免許（登録）の種類				
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地			
	名　称			
事故が生じた向精神薬	品　名	数　量		
事故発生の状況 (事故発生年月日、場所、事故の種類)				

上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。

年　月　日

住　所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏　名

(ほうじんにあっては、名称)

㊞

奈良県知事　殿

Ⅲ，覚せい剤原料関係

第１　医薬品である覚せい剤原料

医薬品である覚せい剤原料とは、覚せい剤取締法（以下「法」という。）第２条第５項に規定する覚せい剤原料を含有するもので、かつ薬事法第２条第１項に規定する医薬品に該当するものです。平成１８年６月現在、薬事法第１４条第１項に基づき医薬品の製造承認されているものには、次のものがあります。

規定条項	規定名	別名	濃度規制	商品名
覚せい剤取締法別表第１号	1-ﾌｪﾆﾙ-2-ﾒﾁﾙｱﾐﾉﾌﾟﾛﾊﾟﾉｰﾙ-1	エフェドリン	10％以下を除く	塩酸エフェドリン末
覚せい剤取締法別表第３号	1-ﾌｪﾆﾙ-2-ｼﾞﾒﾁﾙｱﾐﾉﾌﾟﾛﾊﾟﾉｰﾙ-1	メチルエフェドリン	10％以下を除く	塩酸ﾒﾁﾙｴﾌｪﾄﾞﾘﾝ末 ﾒﾁﾙｴﾌｪﾄﾞﾘﾝｻｯｶﾘﾈｰﾄ末
覚せい剤原料を指定する政令第１号	N･α-ｼﾞﾒﾁﾙ-N-2-ﾌﾟﾛﾋﾟﾆﾙﾌｪﾈﾁﾙｱﾐﾝ	セレギリン デプレニル		塩酸セレギリン錠 (2.5mg)

※　覚せい剤原料を指定する政令第２号に指定の覚せい剤原料である「ｴﾘﾄﾛ-2-ｱﾐﾉ-1-ﾌｪﾆﾙﾌﾟﾛﾊﾟﾝ-1-ｵｰﾙ（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）を含有する医薬品が販売されていますが、いずれも含有量が５０％以下であるため、覚せい剤原料から除外されています。

第２　譲受け・譲渡し

１　譲受け　（法第３０条の９第２号）

病院若しくは診療所の開設者（往診医師等[注1]を含む。）、又は飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等[注2]を含む）は、指定を受けた覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤研究者（以下「覚せい剤原料取扱者等」という。）から、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができます。

また、業務廃止等に伴い、覚せい剤原料を譲り受けることもできます。

［注１］「往診医師等」とは、医療法第５条第１項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいいます。

［注２］「往診診療者等」とは、獣医療法第７条第１項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいいます。

２　譲渡し　（法第３０条の９第３号）

覚せい剤原料は、次の場合以外に譲り渡すことができません。

① 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師、往診診療者等が、施用のため医薬品である覚せい剤

原料を交付する場合。
なお、この場合は、覚せい剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません。

② 病院若しくは診療所の開設者が、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合。

③ 業務廃止等に伴い、譲り渡す場合。（◇第９業務廃止等の項参照）

※１ 覚せい剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚せい剤原料が不良であったり、不用となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。「覚せい剤原料廃棄届」を提出し、薬務課職員立会の下で廃棄を行うこととなります。（◇第７廃棄届の項参照）

※２ 同一法人の病院等間でも譲渡・譲受はできません。

※３ 譲受人は、譲渡人が覚せい剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。

※４ 業務廃止等の際、覚せい剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚せい剤原料の取り扱いができる者であることを必ず確認してください。
法人化や病院・診療所の建て替え等の場合も業務廃止等に該当します。

３ 譲渡証及び譲受証

覚せい剤原料を譲り渡し又は譲り受ける場合には、譲渡人は「覚せい剤原料譲渡証」（第１０号様式の２）（以下「譲渡証」という。）に、譲受人は「覚せい剤原料譲受証」（第１０号様式の３）（以下「譲受証」という。）にそれぞれ必要な事項を記載し、かつ押印して相手方に交付してください。

なお、覚せい剤原料の譲渡にあたっては、譲渡人は譲受人から譲受証の交付を受けた後、又はこれと引き換えに譲渡証を添えて覚せい剤原料を交付してください。

※１ 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師、往診診療者等が、施用のため交付する場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

※２ 譲渡証・譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡しの日から２年間、これを保存しなければなりません。

※３ 業務廃止等に伴い医薬品である覚せい剤原料を譲渡・譲受する場合（◇第９業務廃止等の項参照）にあっても、当該譲渡証・譲受証の交付は必要です。

※４ 譲受人が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品とを照合し確認してください。

※５ 譲渡証・譲受証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。

※６ 譲渡証・譲受証用紙に印のみ押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。

※７ 譲渡証及び譲受証の交換及び保存は、該当業務所で行わなければなりません。

◆譲渡証・譲受証の記載要領

	譲　渡　証	譲　受　証
譲渡・譲受 年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	当該指定に係る業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印。 業務廃止等に伴い譲渡する場合は開設者の氏名を記載し、押印。	病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印。 往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印。
指定の種類 及び番号欄	指定証に記載された資格の種類。 譲渡人の当該指定証の番号。 業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院診療所等の別。	
品名欄	・日本薬局方薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称。 ・その他の医薬品にあっては、一般的名称又は商品名。	
使用の目的 及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は､備考欄に｢業務廃止のため｣等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載。	譲り受ける覚せい剤原料の使用目的等を具体的に記載。 (例)調剤のため

※１　法人の場合は、法人名称及び代表者氏名を記載し、押印してください。また、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合は、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該業務所の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚せい剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。
なお、麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」と文字が入った印は使用できません。

※２　業務廃止等に伴い譲渡する場合には、譲渡証の「指定の種類」欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設の別を記載し、「備考」欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載すること。

第３　使用（法第３０条の１１）

次の者は、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

① 病院若しくは診療所において診療に従事する医師、歯科医師
② 往診医師等
③ 病院、診療所の管理者
④ 病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師
⑤ 飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む）及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る）
⑥ 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師、往診診療者等から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者

※１　病院等において、学術研究の目的で覚せい剤原料（医薬品であるか否かを問わない。）を使用する場合、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。

※２　病院等の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

第４　保管

１　保管の責任者と保管場所（法第３０条の１２）

医薬品である覚せい剤原料については、下記の通り、それぞれ保管しなければなりません。

①　病院又は診療所にあっては、その管理者がその病院又は診療所内において保管。
②　往診医師等にあっては、その住所において保管。
③　飼育動物診療施設にあっては、その管理者がその施設内において保管。
④　往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあっては、その住所において保管。

２　保管設備

医薬品である覚せい剤原料の保管は、鍵をかけた場所において行われなければなりません。

鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

なお、ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次の事項にご留意ください。

①　保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵がついていること。
②　保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては、床にボルト等で固定すること。
③　保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

※１　病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。

※２　保管庫は、覚せい剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合は、他のものと区別して保管して、医薬品である覚せい剤原料と他のものとを間違えるなどの事故には十分気をつけてください。

※３　麻薬保管庫に保管することはできません。

第５　管理

医薬品である覚せい剤原料の取り扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院等の業務所毎に取扱責任者を設置してください。

取扱責任者には、当該病院等における医薬品である覚せい剤原料の受入れ、保管、払出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててください。

取扱責任者は、医薬品である覚せい剤原料に関して次に掲げる実務を責任をもって行ってください。

①　覚せい剤原料の受入れ（覚せい剤原料取扱者等からの購入(譲受け)）
②　覚せい剤原料の払出し（◇第２譲受け・譲渡しの項の２の①②以外の払出し）
③　覚せい剤原料の保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等）
④　覚せい剤原料保管設備の鍵の管理
⑤　覚せい剤原料に関する譲渡証・譲受証、帳簿の作成及びその保管

第６　記録

覚せい剤原料を取り扱う者は、事故等の発生を未然に防止し、適正な管理の徹底を図るため、業務所毎に帳簿を備え、これに次の事項を記載することが望ましいです。

① 譲り渡し、譲り受けた医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。
譲渡し年月日は、譲渡証に記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日と実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚せい剤原料を受け取った年月日を記入してください。

② 事故の届出をした医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。
年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記載し、数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月日を備考欄に記載してください。
なお、事故の届出をした覚せい剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。

③ 薬務課職員立会の下で廃棄した医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。
数量は払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。
なお、備考欄に廃棄届出年月日を記入してください。

④ 譲渡(払出し)又は譲受(受入れ)した場合は、備考欄に相手方の氏名又は名称

※１　品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。
※２　当該帳簿は最終記載の日から２年間保存するようにしてください。

第７　廃棄届（法第３０条の１３）

病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、「覚せい剤原料廃棄届出書」（第１１号様式の２）により、該当する覚せい剤原料の品名数量等について記載し、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出て、薬務課職員（覚せい剤監視員等）の立会の下で廃棄しなければなりません。

※１　入院患者の死亡や処方変更等により病棟に残存された医薬品である覚せい剤原料や調剤中に発生した残り（例：１錠を半分に割り残った半錠）については、病院等の開設者が覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、薬務課職員（覚せい剤監視員等）の立会の下で廃棄しなければなりません。

※２　外来患者やその家族等が、不用となった医薬品である覚せい剤原料を持参した場合には、譲り受けることはできませんので、持参した者自らが廃棄するよう指導してください。
その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

※３　他の病院等で交付を受けた医薬品である覚せい剤原料を持参し入院した場合、患者又はその家族等が管理し継続して施用する場合は、問題ありません。しかし、当該患者が、処方変更等により施用を中止する場合は、患者又はその家族の責任の下で管理してもらうか、又は廃棄するように指導してください。
患者等が持参した医薬品である覚せい剤原料を患者から譲り受けることはできませんが、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

※４　開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚せい剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※５　届出者が死亡、解散などした場合は、相続人、精算人などが届け出ることになります。

※６　奈良県内における廃棄については、覚せい剤原料廃棄届により、次の必要事項の記載をし、奈良県知事に提出してください。廃棄については、覚せい剤原料廃棄届提出後に、日時等を調整し、薬務課職員（覚せい剤監視員等）の立会の下で廃棄する事になります。

①　届出年月日、届出者住所、氏名
②　廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量
③　廃棄の事由
④　参考事項欄へ業務所の住所、名称及び連絡先

※廃棄の日時及び廃棄の場所については、空欄の上提出してください。

第８　事故届（法第３０条の１４）

病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、速やかに「覚せい剤原料事故届出書」(参考様式第７号)により、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、所轄の警察署にも届け出てください。

※１　開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚せい剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

第９　業務廃止等

１　所有数量報告（法第３０条の１５第１項）

次の場合においては、その事由が生じた日から１５日以内に、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書」(参考様式第８号)により、当該事由が生じた際にその者が所有していた「医薬品である覚せい剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、現に覚せい剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように覚せい剤原料を所持していないことを確認する必要があるため、その旨を報告しなければなりません。

①　病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者が、その病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第２９条第１項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は、往診医師等がその診療を廃止したとき。

②　飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者が、その施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

２　譲渡報告（法第３０条の１５第２項）

所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を、業務廃止等の事由が生じた日から３０日以内に覚せい剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書」（参考様式第９号）により、保管場所の所在地の都道府県知事に報告しなければなりません。

また、譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

３　廃棄処分（法第３０条の１５第３項）

業務廃止等の事由が生じ、３０日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書」（参考様式第１０号）により都道府県知事に願い出て、速やかに薬務課職員（覚せい剤監視員等）の立会を求め、その指示を受けて医薬品である覚せい剤原料について廃棄その他の処分をしなければなりません。

＜例示＞

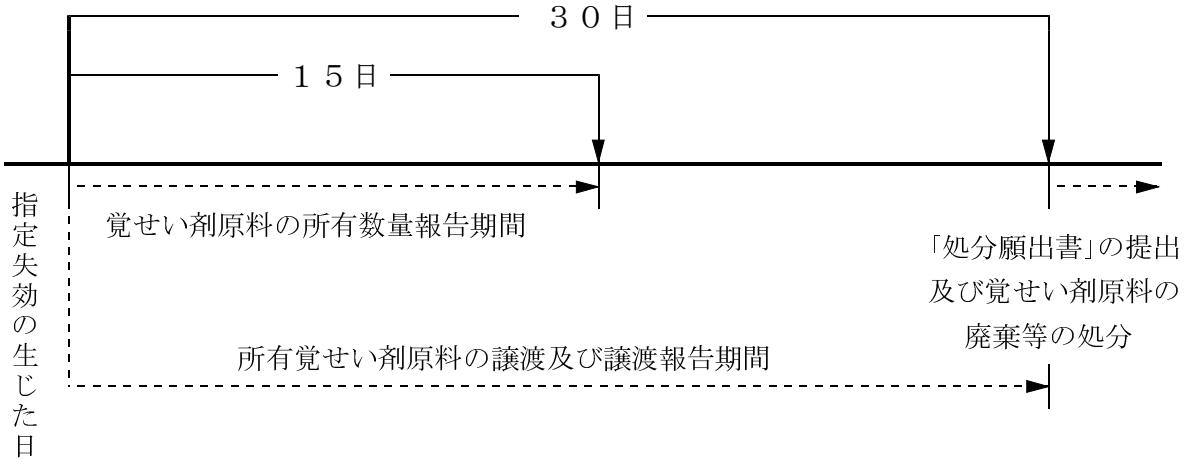

第１０号様式の２

覚せい剤原料譲渡証

譲渡年月日　　平成　　年　　月　　日

譲　渡　人

住　所

氏　名　　㊞

指定の種類及び番号

譲受人	住　所	
	氏　名	

品　名	容　量	個　数	数　量	備　考

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　文字は、ボールペン又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
3　譲渡人が法人の場合は、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
4　品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般名称を記載すること。
5　余白には、斜線を引くこと。

第１０号様式の３

覚せい剤原料譲受証

譲受年月日　　平成　　年　　月　　日

譲　受　人

住　所

氏　名　　㊞

指定の種類及び番号

譲渡人	住　所	
	氏　名	
使用の目的		

品　名	容　量	個　数	数　量	備　考

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　文字は、ボールペン又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
3　譲渡人が法人の場合は、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
4　品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般名称を記載すること。
5　余白には、斜線を引くこと。

第１１号様式の２

覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第３０条の１３の規定により覚せい剤原料の廃棄を届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

奈 良 県 知 事　殿

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	
廃　棄　の　日　時	
廃　棄　の　場　所	
廃　棄　の　事　由	
参　考　事　項 （業務所住所・名称）	

（注意）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　文字は、ボールペン又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。

３　申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院若しくは診療所にあっては、その管理者の氏名を、国の開設する家畜診療施設にあっては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

４　廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般名称及びその数量を記載すること。

５　届出時は、廃棄の日時、廃棄の場所の欄を空白とすること。

参考様式第７号

覚せい剤原料事故届出書

下記のとおり事故が発生したので、覚せい剤取締法第３０条の１４の規定により届け出ます。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

奈 良 県 知 事　殿

<table>
<tr><td colspan="2">指 定 の 種 類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指 定 の 番 号</td><td>第　　号</td><td>指定年月日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務所</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">事故が生じた
覚せい剤原料</td><td colspan="2">品　　名</td><td>数　　量</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事 故 の 状 況</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注意）
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　文字は、ボールペン又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
３　事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

参考様式第８号

業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第３０条の１５第１項の規定により、報告します。

平成　　年　　月　　日

住　所

届出義務者続柄

氏　名　　㊞

奈 良 県 知 事　殿

業　　態			
業 務 所	所　在　地		
	名　　称		
品　　名		数　　量	
報 告 の 事 由 及 び その事由の発生年月日			

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
3　法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
4　業態欄には、業務廃止等前の業態（病院，診療所，飼育動物診療施設，薬局の別）を記載すること。
5　業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

参考様式第９号

業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第３０条の１５第２項の規定により報告します。

平成　　年　　月　　日

住　所

届出義務者続柄

氏　名　　㊞

奈 良 県 知 事　殿

<table>
<tr><td rowspan="7">譲 渡 人</td><td colspan="2">業　　態</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指　定　番　号</td><td>第　　号</td><td>指定年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業 務 所
(研究所)</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報　告　事　由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務廃止等年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>譲渡年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡した覚せい剤原　　料</td><td colspan="2">品　　名</td><td>数　　量</td><td colspan="3">備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">譲 受 人</td><td colspan="2">業　　態</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指　定　番　号</td><td>第　　号</td><td>指定年月日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">業 務 所
(研究所)</td><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
3　法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
4　業態欄には、業務廃止等前の業態（病院，診療所，飼育動物診療施設，薬局の別）を記載すること。
5　業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

参考様式第１０号

業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第３０条の１５第３項の規定により、願い出ます。

平成　　年　　月　　日

住　所

届出義務者続柄

氏　名　　㊞

奈 良 県 知 事　殿

業　　態			
業務所	所在地		
	名　称		
品　　名		数　　量	
届出の事由及びその事由の発生年月日等			

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
3　法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
4　業態欄には、業務廃止等前の業態（病院，診療所，飼育動物診療施設，薬局の別）を記載すること。
5　業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱い比較表　（病院・診療所）

	麻　　薬	向　精　神　薬	覚せい剤原料
1　譲受け	県内麻薬卸業者 患者の飲み残し	向精神薬営業者・患者の飲み残し 同一開設者の施設	覚せい剤原料取扱者 患者の飲み残しは不可
2　保管	専用の堅固で鍵のかかる保管庫 （覚せい剤は可）	施設内に鍵のかかる設備 覚せい剤原料と同一保管庫は可 （あらかじめ区画していること）	施設内に鍵のかかる設備 向精神薬と同一保管庫は可
3　譲渡し	患者 同一開設者の施設不可 卸に返品不可	患者 同一開設者の施設可 卸に返品可	患者 同一開設者の施設不可 卸に返品不可
4　帳簿	必要	１種２種必要 （卸からの伝票をファイル可）	作成することが望ましい
5　事故届	全て	数量の規定あり 盗難時は全て	全て
6　廃棄	麻薬廃棄届 調剤済麻薬廃棄届 施用に伴う消耗	１種２種は記録が必要	院内患者の飲み残し等により残ったものは、病院等開設者の覚せい剤原料廃棄届 外来患者からの返却分は、持参した者が廃棄（廃棄の補助は可）
7　再利用	可	可	不可 （業務廃止の際、医薬品である覚せい剤原料を他の覚せい剤原料取扱者等に譲渡する場合、譲受譲渡書の交換必要）

麻薬等取扱いに関するＱ＆Ａ
（病院・診療所）

目　次

麻薬関係Ｑ＆Ａ

（１）免許 ---------- ６９
（２）輸出・輸入 ---------- ７３
（３）譲渡・譲受 ---------- ７４
（４）返却 ---------- ７６
（５）施用 ---------- ７８
（６）注射液（アンプル剤） ---------- ８０
（７）注射液（連続注入器） ---------- ８１
（８）貼付剤 ---------- ８２
（９）麻薬処方せん ---------- ８３
(10) 廃棄 ---------- ８５
(11) 事故 ---------- ８９
(12) 保管・管理 ---------- ９１
(13) 記録（診療録・帳簿等） ---------- ９３

向精神薬関係Ｑ＆Ａ

（１）輸出・輸入 ---------- ９５
（２）譲渡・譲受 ---------- ９５
（３）保管・管理 ---------- ９６
（４）事故 ---------- ９６
（５）記録 ---------- ９６

覚せい剤原料関係Ｑ＆Ａ

（１）指定 ---------- ９７
（２）譲渡・譲受 ---------- ９７
（３）保管・管理 ---------- ９８
（４）廃棄・事故 ---------- ９８

麻 薬 関 係 Ｑ ＆ Ａ

（１）免許

Ｑ１　「麻薬診療施設」について説明してください。

麻薬診療施設とは、麻向法第２条第２２号で「麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう。」と定義しており、麻薬施用者が現に診療に従事している病院、診療所又は飼育動物診療施設をいい、主たる業務所であるか従たる業務所であるかは問いません。

また、当該施設を従たる業務所とする麻薬施用者のみが診療に従事する施設も麻薬診療施設に該当しますが、麻向法第３４条の趣旨から当該施設の開設者は、麻薬管理者を置かなければ施設内で麻薬を保管、管理することはできません。

Ｑ２　麻薬施用者が、同一県内の他の病院で非常勤医師として麻薬を施用する場合、当該病院でも改めて麻薬施用者の免許を受けなければなりませんか。

他の病院が同一県内にある場合には、新たに麻薬施用者の免許を受ける必要はなく、麻向法第９条の規定に基づく免許証の記載事項変更届により、従たる麻薬診療施設として届け出る事により、当該他の病院においても麻薬施用者として麻薬を施用することができます。

Ｑ３　麻薬施用者免許を受けた医師が、県外の病院でも診療業務を行う場合、麻薬施用者免許証の記載事項変更届の手続きをすればよいですか。

麻薬施用者の免許は、都道府県知事がそれぞれ業務所毎に行うこととなっています。したがって、異なる県で麻薬を施用する場合は、それぞれの都道府県知事から麻薬施用者の免許を受ける必要があります。

Ｑ４　病院の医局において、主任の立場にある医師が麻薬施用者の免許を受けていれば、その医局員である他の医師は麻薬施用者でなくても麻薬を施用することができますか。

麻薬施用者の免許を受けていない医師は、麻薬の施用はできません。麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付する者は、すべて麻薬施用者の免許を取得しなければなりません。

なお、当該麻薬診療施設の麻薬施用者の具体的な指示の下、その補助者として麻薬を患者に施用することは差し支えありませんが、当該麻薬の取扱いに関する責任は、すべて指示をした麻薬施用者にあります。

Ｑ５　麻薬の免許証を紛失したので、免許証の再交付を受けたのですが、後日紛失していた免許証を発見しました。どのような手続きが必要ですか。

麻薬取扱者は、免許証の再交付を受けた後、紛失していた免許証を発見したときは、紛失していた免許証を発見した日から１５日以内に、都道府県知事へ免許証返納届に発見した免許証を添付して返納してください。

Ｑ６　「麻薬施用者」と「麻薬管理者」が同一人物である場合、免許の申請あるいは継続（更新）時において、一方の「精神機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者であるかどうか、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を省略することは可能ですか。

麻薬取扱者の免許については、麻向法施行規則第１条において、申請書に医師の診断書を添付して申請することになっています。

麻薬という依存性の強い薬物を取り扱う者については、麻向法第３条第３項第５号、第６号の規定により、申請者が精神機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者であるかどうか及び麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者であるかどうかの確認が不可欠です。

麻薬取扱者に対する免許の制度が更新ではなく、有効期間が満了する毎に新たな免許を与えている主旨に鑑み、診断書の添付を省略することは妥当ではありません。

しかしながら、麻向法に基づく「麻薬施用者免許証」と「麻薬管理者免許証」の申請が同時になされる場合においては、一方に添付する医師の診断書（原本）は、他方に副本が添付され、原本との突合が可能であれば、写しであっても差し支えありません。

Ｑ７　麻薬処方せんの交付のみを行っている麻薬診療施設においても麻薬施用者が２人以上いる場合は、麻薬管理者を置く必要がありますか。

麻向法第３３条第１項の規定は、麻薬施用者が２人以上いる場合には、麻薬管理者を置くことを定めたものであり、処方せんの交付のみを行っている麻薬診療施設においても、麻薬施用者が２人以上いる場合は、麻薬管理者を置く必要があります。

Ｑ８　病院に勤務する麻薬施用者が、病院勤務を辞めて自分で開業し、引き続き麻薬を施用する場合、どのような手続きをすればよいですか。

新たに開設する診療施設が、現在勤務している病院と同一都道府県内であるか否かによって手続きは異なります。

同一都道府県内であれば、麻向法第９条の規定による免許証の記載事項変更届を提出し、主たる麻薬業務所を当該麻薬施用者が開設する診療施設に変更する必要があります。

都道府県が異なる場合は、麻向法第７条の規定により、現在、麻薬施用者免許を受けている都道府県知事に免許証を添えて、業務廃止届を行い、新たに開設する診療施設の所在する都道府県知事に麻薬施用者免許を申請しなければなりません。

Ｑ９　麻薬業務所である病院、診療所を移転する際、どのような手続きが必要ですか。

(1)麻薬施用者の免許

麻薬施用者の免許については、同一都道府県内の移転であれば、麻向法第９条に基づく免許証の記載事項変更届を移転後１５日以内に行ってください。

他の都道府県に移転する場合は、業務廃止の手続きが必要となりますので、麻薬施用者は業務廃止した日から１５日以内に当該麻薬業務所所在地の都道府県知事に免許証を添えて業務廃止届を行ってください。併せて、新たに業務を行う麻薬業務所の所在する都道府県知事に免許を申請してください。

(2)麻薬管理者の免許

麻薬管理者の免許については、その移転が同一都道府県内又は他の都道府県への移転にかかわらず、業務廃止の手続きを行い、併せて、新たに業務を行う麻薬業務所の所在する都道府県知事に免許を申請してください。その手続きについては、麻薬施用者の場合と同一です。

(3)麻薬の移動

業務を廃止した際に麻薬を所有している場合には、診療施設の開設者は、１５日以内にその所有する麻薬の品名、数量を廃止した麻薬業務所の所在する都道府県知事に届出てください。

麻向法第３６条第２項の規定に基づき、業務廃止の日から５０日以内であれば、その所有する麻薬を同一都道府県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡できます。

したがって、同一都道府県内で麻薬診療施設を移転する場合には、新しい麻薬診療施設に従来所有していた麻薬を移すことができます。この場合、旧業務所における麻薬診療施設の開設者と新業務所における麻薬診療施設の開設者は、それぞれ別人格と見なされますので、当該麻薬の移動は譲渡となり、都道府県知事に対し譲渡の届出が必要になります(同条第３項)。こうした譲渡の届出は、譲渡した日から１５日以内に譲渡した麻薬の品名、数量、譲渡の年月日並びに譲渡先の氏名、住所を記入して行ってください。

他の都道府県に移転する場合で、業務廃止時に所有していた麻薬を持って行く場合は、移転先の都道府県知事から麻薬施用者（麻薬管理者）の免許を取得し、業務廃止前までに麻向法第２４条第１１項の規定による厚生労働大臣の麻薬譲渡許可を得て、業務廃止に併せて麻薬を譲渡してください。

これらの手続きは、麻薬の移動等の処理を円滑に行うため、移転を行う前に都道府県薬務主管課に照会してください。

Ｑ10　麻薬診療施設の開設者が死亡し遺産相続した場合、相続した麻薬はどのように取り扱えばよいのですか。

遺産相続した者が引続き麻薬診療施設を継続する場合は、医療法第７条又は第８条の規定により、あらためて病院の開設の許可又は診療所の開設の届出が必要であるとともに、麻向法上は旧施設は同法第３６条第１項にいう「麻薬診療施設でなくなったとき」に当たるため、同法第３６条第４項において準用する同条第１項の規定に基づき、現に所有する麻薬の品名、数量について１５日以内に都道府県知事に

届け出ることが義務づけられています。

①診療施設を継続し、当該麻薬を引き続き患者に施用する場合には、届出事由発生の日から５０日以内に相続人から新たな診療施設の開設者（開設者が相続人である場合を含む）へ譲渡する手続きをとってください。

②診療施設を閉鎖する場合は、閉鎖後に麻向法第３６条第２項の規定により、同一都道府県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者へ、保有している麻薬を譲渡する手続きをとってください。

③当該麻薬を処分する場合は、事前に法第２９条の規定に基づく「麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出し、麻薬取締職員等の立会の下に廃棄する必要があります。

①、②において麻薬を譲り渡した場合は、１５日以内に都道府県知事に譲渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日、譲渡先等を届け出る必要があります。

Q11　麻薬診療施設を閉鎖する場合の麻薬の取扱いについて、どのような手続きが必要ですか。

麻薬診療施設が麻薬に関する業務を廃止したときは、１５日以内に都道府県知事に麻薬管理者免許証、麻薬施用者免許証を添えてその旨を届け出てください。

また、麻薬診療施設でなくなったときは、麻向法第３６条の規定に基づき、届出事由が生じた日から１５日以内に現に所有する麻薬の品名、数量を都道府県知事に届け出てください。これらの場合、所有する麻薬は、届出事由が生じた日から５０日以内に、その所有する麻薬を同一都道府県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すか、都道府県知事に「麻薬廃棄届」を提出し麻薬取締員等の立会の下に廃棄する必要があります。

麻向法第３６条の規定に基づき、麻薬を譲り渡した場合、譲渡の日から１５日以内に、譲渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日、譲渡先等を都道府県知事に届け出てください。

Q12　麻薬診療施設の開設者が個人から法人へ変更される場合、どのような手続きが必要ですか。

麻薬施用者の免許証については、記載事項変更届を提出し、免許証に記載されている診療所の名称を変更する必要があります(法人格に変更となった場合でも、診療所の名称が変更とならない場合は、記載事項変更届の提出は必要ありません)。さらに、法人への変更によって診療施設そのものが別人格に変わりますから、所有する麻薬の品名、数量を都道府県知事に届け出た上で、個人から法人への麻薬譲渡手続きを行ってください。

なお、麻薬管理者の免許証については、法人へ変更する前にあらかじめ申請を行い、個人から法人へ変更した後に、個人開設時に取得した麻薬管理者免許の業務廃止手続きを行ってください。

（２）輸出・輸入

Q13　自己疾病の治療のために麻薬を使っている患者が海外旅行を希望していますが、麻薬の海外への持ち出しはできるのですか。

持ち出しは可能です。
麻向法第１７条ただし書の規定により、自己の疾病治療のため麻薬を服用している患者が海外旅行等で出国する際には、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けてその麻薬を携帯して持ち出す(輸出する)ことができます。
ただし、この携帯輸出は、「自己の疾病治療の目的で携帯して輸出」する場合に限られているため、本人以外の者(ただし、本人と一緒に行動する付添人、介護人などは除く。)が携帯したり、直接渡航先へ輸送することは許されていません。
また、飲み残した麻薬を帰国時に持ち帰る予定がある場合には、あらかじめ「麻薬携帯輸出許可」と同時に「麻薬携帯輸入許可」を受けておく必要があります。
申請に際しては、その本人の住所地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部（奈良県の場合は、近畿厚生局麻薬取締部）に対し、麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書１部、医師の診断書１部を提出することになります。なお、申請手続き、申請様式等の詳細については、各地方厚生(支)局麻薬取締部に照会してください。

Q14　日本の麻薬輸出入許可を取っておけば、どこの国へも麻薬を携帯して行くことができますか。

麻薬の持ち込みが許されない国があることから、自己疾病治療のために麻薬を持ち込めるかどうかは、事前にその国の大使館や領事館等に照会して確認してください。

Q15　医師や患者が海外から麻薬を取り寄せて使用することはできますか。

麻薬については、麻薬輸入業者又は厚生労働大臣の許可を受けて自己の疾病治療の目的で携帯して輸入する者でなければ、麻薬を輸入することはできません。
したがって、医師や患者個人が海外から麻薬を郵便や知人に託したりして取り寄せること(輸入)はできません。

（３）譲渡・譲受

Ｑ16　麻薬診療施設が遠隔地に所在する場合、麻薬卸売業者から購入する麻薬を郵便書留のほか、配送業者を介して譲り受けても差し支えありませんか。
**　また、直接営業所へ出向いて麻薬を購入することは可能ですか。**

「遠隔地」という概念は、距離だけではなく、道路交通の便等、時間的な隔たりも考慮し判断しなければなりません。そのよな状況下に置かれている麻薬診療施設や麻薬小売業者においては、麻薬卸売業者から購入しようとする麻薬を書留による郵送のほか、配送業者を介して譲り受けても差し支えありません。
ただし、配送業者を介して麻薬を譲り受ける場合は、事故、盗難等の防止に十分配慮し、麻薬卸売業者においては、特別な契約を交わした配送業者に麻薬の配送を依頼するなど、確実に麻薬の受け取りが担保できるような方法を利用するよう努めてください。
また、麻薬卸売業者の営業所に出向いて麻薬を購入することは、事故等が発生しやすいので避けてください。しかし緊急時、やむを得ず麻薬卸売業者の営業所に直接出向いて麻薬を購入する際には、お互いに麻薬取扱者免許証等を呈示し、身分確認を必ず行ってください。

Ｑ17　麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する際には、あらかじめ麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、又は現品と引き換えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、麻薬譲受証は現品を受領した後に交付すべきものではないのですか。

麻薬譲受証は、麻向法上単なる物の受領証ではなく、法定の注文書でもあります。
すなわち、あらかじめ譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、又は双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格及び取引きする麻薬の品名、数量等を確認したうえでなければ麻薬の受け渡しはできません。したがって、麻薬譲受証は現品の受け渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

Ｑ18　麻薬卸売業者から麻薬診療施設の開設者や麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲渡するとき、開封のうえ相互に内容を確認する必要がありますか。

数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封し、不足、破損等を発見した場合は、譲受側の麻薬診療施設の開設者等が麻薬事故届を都道府県知事に提出してください。
品質不良の疑いなどで、原因調査のため製造会社等に譲渡する必要がある場合には、事前に麻向法第２４条第１１項に基づく厚生労働大臣の譲渡許可を受けて譲渡してください。

Ｑ19　Ａ病院とＢ診療所の開設者が同一人である場合、どちらかの麻薬診療施設で麻薬を一括購入し、その麻薬を二つの麻薬診療施設で分配することはできますか。
できません。

麻薬診療施設の開設者が同一人であっても、その施設ごとに別人格の開設者とみなされます。麻薬診療施設の開設者は、麻薬卸売業者以外の者から麻薬を譲り受けることはできないので、設問のような行為は、麻薬の違法な譲渡・譲受となります。
したがって、麻薬は各施設ごとに別々に麻薬卸売業者から購入してください。

Q20　麻薬を施用しなければならない患者が急に来院しましたが、麻薬の在庫がない場合、近くの病院から借りて施用することはできますか。

麻薬診療施設においては、開設者が施用のため交付される麻薬を患者に譲り渡す場合のほか、麻薬を譲り渡すことはできません。従って、麻薬の在庫がないからといって近くの病院から麻薬を借りて施用することはできません。

Q21　A病院で保有する麻薬注射液が品切れとなったため、とりあえず、B病院から麻薬注射液を借り受け、後日購入してこれを返却しました。このような行為は麻向法違反となりますか。

麻薬の貸借は麻薬を不正に譲渡・譲受したことになり、貸した方が麻薬の譲渡違反、借りた方が麻薬の譲受違反になり、また、返却が行われた場合には、返却側が麻薬譲渡違反、返却を受けた側が譲受違反になります。

Q22　法人の場合、譲渡証・譲受証に法人名、代表者名、法人（社）印、代表者印が必要ですか。

法人の場合、法人の代表者印を押印することになりますが、主たる事務所が業務所と異なる場所にあり、本社が遠隔地にあるなど事務手続きを行う上で支障をきたす場合は、本社においてあらかじめ店舗毎に代表者印に準ずる麻薬専用印を作成し、店舗の管理者に預けて使用しても差し支えありません。
麻薬診療施設の開設者が国、地方公共団体の場合には、当該麻薬診療施設の長（原則として医療法上の管理者）の氏名を記載し、公印（または公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印してください。なお、麻薬専用印については、麻向法上の規定は特にありません。

Q23　保管中の麻薬譲渡証をき損し、又は紛失した場合は、譲渡側から再交付を受けることができますか。

再交付を受けることができます。
そのような場合は、その事由を記載した文書（き損の場合は、その麻薬譲渡証を添える）を譲渡側に交付して、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。
なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに譲渡側に返納するとともに、譲渡側は返納された麻薬譲渡証及び前記関係文書を麻向法第３２条第２項に規定に準じて２年間保存してください。
なお、譲渡証のないことが立入検査等によって発覚した場合等は認められません。

（４）返却

Q24　入院患者が死亡した場合、施用されずに残った麻薬はどうすればよいですか。

施用されずに残った麻薬は、廃棄するか再利用するかのどちらかになります。

１．廃棄する場合

（１）返納された日をもって麻薬帳簿の受入欄に受入数量を（　）書きで記載してください。

（２）受け入れた麻薬を廃棄する際には、調剤済麻薬として他の職員の立会の下で回収が困難な方法で廃棄し、３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。

（３）麻薬帳簿等には残高として加えず、患者氏名を記載し、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、立会人の署名又は記名押印を受けてください。

２．再利用する場合

（１）受入れた麻薬を再利用する場合は、麻薬帳簿の受入欄に(　)※印を付し受入れた麻薬の数量を記載し残高に加えてください。

（２）同日中に複数の患者から返納があった場合は、患者毎に返納量が分かるように記載してください。

なお、麻薬を廃棄する場合は、麻薬帳簿の補助簿(廃棄簿)を作成し記載すると便利です。補助簿を作成した場合は、麻薬帳簿に記載する必要はなく、補助簿に麻薬の受入れ年月日、受入れた患者の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄後は立会者が署名又は記名押印することとなります。

Q25　転院、再入院等で、患者が病院に持参した麻薬をそのまま継続使用する場合は、どのようにしたらよいですか。

患者が入院する際に持参した麻薬を引き続き病棟で使用する場合は、患者に交付された麻薬として患者自身の保管管理の下で服用させるか、病状によって自己管理ができないと判断した場合は、病棟の看護師詰所で保管することになります。

担当医の指示で当該麻薬を患者が継続使用する際には、医師法、麻向法の規定に基づく診療録への記載義務があり、施用票等を作成し麻薬が適正に使用されているか十分把握する必要があります。手続上は、麻薬帳簿に当該麻薬の口座に受入れ数量を（　）書で記載し、残高にわ加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院施用の旨を記載してください。

なお、患者が医師の指示どおり服薬したかを確認するため、服薬状況も記録してください。

Q26　在宅の患者が死亡し、飲み残した麻薬が返却された場合、どうすればよいですか。

在宅の患者が死亡した場合は、遺族から譲り受けた麻薬を廃棄することとなりますが、麻薬処方せんにより調剤された麻薬となりますので、他の職員の立会の下で

焼却等の回収困難な方法で廃棄し、廃棄後30日以内に都道府県知事に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。
　また、麻薬帳簿にはその麻薬の口座に受入れた数量を（　）書で記載し、残高には加えず、備考欄に譲り受けた相手の氏名、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

Q27　麻薬を処方した後に処方変更があった場合、先に交付した麻薬についてはどうしたらよいですか。

　残りの麻薬を処方を受けた病院又は薬局に提出(返納)させて処方変更の数量(残りの麻薬を含めて)を患者に再交付する場合や、追加で処方せんを出す方法が考えられます。変更になった事実の記録は必要です。

（５）施用

Q28　麻薬診療施設でない病院に勤務の医師が、自己の入院患者の治療のために他の麻薬施用者に依頼して麻薬を施用させることはできますか。

このような診察を行わずに済むよう、自身で麻薬施用者免許を取得するよう指導してください。

Q29　麻向法第２７条第３項によって、「疾病治療以外の目的での麻薬の施用は禁止」されていますが、健常人に対して美容上の目的で隆鼻、二重まぶたの整形などの手術を行う際に生じる疼痛を除去するため、麻薬を施用することは適法ですか。

設問の場合における麻薬の施用は適法と考えます。このほか次のような場合も同様です。

１）人工妊娠中絶手術を行う際に、その苦痛除去のため麻薬を施用する場合及び産児制限の目的で避妊用リングを挿入する際に、その痛み止めのために麻薬を施用する場合。

２）十二指腸ゾンデを胃に挿入する場合の苦痛を除去するために麻薬を施用する場合。

Q30　入院患者にＭＳコンチン２日分ずつ投与していますが、
１）飲み残しが出た場合
２）処方が変わった場合（分２→分３）
そのまま医局の判断で使って良いでしょうか。

医局に任せてしまうのは、麻薬の管理上問題があります。いったん薬局に返してもらい、調剤をしなおしてください。

・診療録にその旨を記載し、何錠返納したか判るようにしてください。
・麻薬帳簿には、再利用の場合、＊（　　）書きで受け入れ、残量に足し込み、備考欄に返納者の氏名を記載してください。
（廃棄の場合は、（　　）書きで記入し、残量に足さず、所定の手続きを行ってください。）

Q31　在宅患者の手もとに残った麻薬はどのように対処すべきですか。病院や薬局側から返却の要求をした方がよいのですか。

がんの告知の問題があり、残った麻薬の返却を家族に求めるか否かはケースバイケースで判断する必要がありますが、患者が麻薬を服用していることを家族に説明している場合には、自宅に残った麻薬を返却するよう求めてください。

また、患者が麻薬を服用していることを家族が知らない場合には、あえて返却するように求めなくても差し支えありません。

患者の手元には残っていないとの回答であった場合には、それ以上の対応は必要ないと考えます。

Q32　麻薬施用者の免許を受けていない医師、研修医又は看護師が麻薬施用者の指示の下に麻薬を注射するなどの麻薬施用を行う場合、麻薬及び向精神薬取締法上の問題はありませんか。

麻薬施用者の指示の下に麻薬施用の補助をする行為は、麻向法第２７条第１項に違反はしないと考えます。
ただし、麻薬施用者の免許を受けていない医師が麻薬施用に関与する場合は、法令の趣旨からは望ましくないと考えられますので、医師自身が麻薬施用者の免許を取得するよう指導してください。

Q33　１アンプルの麻薬注射液を２人の患者に分けて施用しても差し支えありませんか。

麻向法上、違法ではありませんが、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

Q34　動物病院の獣医師(麻薬施用者)が動物の歯石、歯垢の除去、爪切り、シャンプー・トリミングを行う際に、ケタミンを使用することができますか。

爪切り、シャンプー・トリミング自体は、獣医師(麻薬施用者)による獣医療行為ではありません。しかし、動物の健康診断、疾病予防を目的として、これらの行為を行うことは、獣医療の一環とみなされますので、その際には、麻薬を使用しても差し支えありません。

Q35　獣医療でアンプル製剤を分割施用できますか。

麻薬の保管・管理面、品質面、衛生面の見地から問題ないと判断される場合は、バイアル製剤同様、アンプル製剤も分割施用しても差し支えありません。
その際には、実際に施用した麻薬の数量を患畜毎に診療録、麻薬帳簿に記載してください。

Q36　ケタミン含有のバイアル注を水剤として、払い出す際の麻薬帳簿はどのように作成したらよいですか。

ケタミン含有のバイアル注の麻薬帳簿にバイアル単位の払い出しだけではなく、ｍＬ単位の別口座も作成し、麻薬処方せんにはｍＬ単位で記載の上払い出してください。また、薬局内で溶解液に薄めて払い出す場合は、例えば、モルヒネ塩酸塩散の倍散の様に別の口座で帳簿を作成してください。

（６）注射液(アンプル剤)

Q37　麻薬注射剤(アンプル剤)について、複数回（複数日）分の処方をしてもよいですか。

入院患者への麻薬注射剤の払出しは、麻向法の施用、帳簿、管理等の規定の趣旨から施用の都度処方すること（連続皮下注のように１回分が複数日分となることがある場合には、その容量の払出しを含む）とし、原則として複数回（複数日）分の処方は行わないようにしてください。

週休２日制等により、麻薬管理者が不在のため麻薬注射剤の出し入れが困難な場合には、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が院内処方せん（又は麻薬の請求伝票）により複数日分の麻薬の仮払いを受けるか、病棟等の麻薬保管庫への定数保管を採用してください。

仮払いの場合、麻薬管理者は、出勤した後に、麻薬施用者から施用票等の施用記録とともに残余麻薬の返却を受け、麻薬の施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載してください。

定数保管をする場合は、定数保管する量は必要最小限にとどめ、日々の施用量の報告を徴し、かつ、随時在庫量の点検を行うなど厳重な監督の下運用してください。

Q38　外来患者に麻薬のアンプル入り注射剤を処方してもよいですか。

アンプル入り注射剤については、麻薬小売業者が患者宅に直接持参し、「主治医の指示を受け、かつ患者の看護に当たる看護師」に交付することは麻向法上は違反ではありません。

ただし、麻薬のアンプル入注射剤をアンプル毎交付することは、錠剤等と比較して乱用に繋がる恐れが強いので、従来から差し控えるようお願いしています。なお、在宅医療のために処方される連続注入器に入った麻薬注射薬の取扱については、「(７)注射液(連続注入器)」の項を参照してください。

Q39　薬局(麻薬小売業者)において麻薬注射剤を患者に交付する際に注意することを教えてください。

患者又は患者の看護にあたる家族等に直接麻薬注射剤を手渡す場合には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）はこの限りではありません。

（７）注射液(連続注入器)

Ｑ40　麻薬施用者が麻薬を含む経中心静脈高カロリー輸液(Intravenous Hyperalimentation(ＩＶＨ))の装着を病院内において行ったうえで、在宅患者に対し、交換用の麻薬混入の輸液バッグを交付し、当該患者の輸液バッグの交換を患者又は看護に当たる家族等に委ねてもよいですか。

施用のため交換用の麻薬混入の輸液バッグを在宅患者又は当該患者の看護にあたる家族等に交付しても差し支えありません。

ただし、交付するに当たっては、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ Rescue Dose」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。(ただし、看護師が麻薬施用者の指示の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。)なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のために交付することはできません。

Ｑ41　在宅医療のために交付された麻薬注射液の連続注入器が患者から返却された場合どのように取り扱ったらよいのですか。
また、麻薬帳簿にはどのように記録すればよいですか。

返却された連続注入器は、最後まで使い切っても連続注入器内に若干量の麻薬注射薬が残りますので、施用残として取り扱ってください。

なお、未使用の注射薬が返却された場合は、麻薬診療施設等で麻薬管理者(麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者)が他の職員立会の下で廃棄し、廃棄後３０日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してください。

麻薬帳簿には、返却した患者の氏名、返却及び廃棄の年月日、品名等について記載してください。数量については連続注入器の個数とおおよその廃棄量（例えば、ほぼ全量、半量、微量、約１０ｍＬ等）を記載してください。

患者が廃棄してしまったという報告を受けた場合にあっては、その旨を備考欄等に記載してください。

（８）貼付剤

Ｑ42　デュロテップＭＴパッチ使用中の患者の薬剤が剥がれた場合の処置・対処方法について教えてください。

剥がれた薬剤は施用済みになりますので届出等は不要です。ただし、処方の指示内容より早く薬剤が剥がれていますので、管理上剥がれた旨を帳簿備考欄に記載してください。

廃棄方法は、粘着面を内側にして二つ折りにたたんだ後細断するか、又は焼却してください。

Ｑ43　デュロテップＭＴパッチが慢性疼痛に適応可となりましたが、注意しなければならない点はありますか。

デュロテップＭＴパッチを慢性疼痛のために使用する場合は、以下の点に注意してください。なお、詳しくはメーカーへ確認をしてください。

①トレーニングの受講（施用する医師のみ）
②確認書を用いた同意の取得
③患者さんの効能・効果の確認
※これらは院内処方の場合でも同様の扱いとなります。院内薬局においても確認書が発行されているか確認するようにしてください。

また、慢性疼痛の患者へ払い出す場合は、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。

（９）麻薬処方せん

Ｑ44　麻薬の院内処方せんの代わりに、「オーダリングシステム」で麻薬を処方することができますか。

麻向法第２７条第６項の規定に基づき、麻薬を記載した処方せんには、麻薬施用者の署名又は記名押印が要件として定められているところから、「オーダリングシステム」のみによる処方では、「麻薬処方せん」とは認められず、麻薬を調剤することはできません。

オーダリングシステムにより処方されたものを印刷し、麻薬施用者の署名又は記名押印がなされてはじめて「麻薬処方せん」と認められます。

Ｑ45　病院等によっては調剤を伴わない麻薬注射薬についても院内処方せんを用いている診療施設がありますが、麻薬注射薬については注射請求伝票式のものを使用しても差し支えありませんか。

差し支えありません。麻薬注射剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、麻薬管理者への麻薬注射剤の請求には、院内麻薬処方せんや麻薬の請求伝票などが病院等では利用されていますが、施用量を確認することのできる複写式の施用伝票を用いると便利です。

Ｑ46　院外処方せんや診療録に「麻」の文字を記載しなければなりませんか。

必ずしも「麻」、「麻薬」等と記載する必要はありません。

処方せんへの「麻」の記載は、従来、医療機関において麻薬の管理を適正に行うため、簡便な方法として行われてきたものです。管理の面から、他の処方せんと区別するため、麻薬処方せんの上部に麻と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。しかし、がんの告知を受けていないがん患者が「麻」の記載を見た場合、患者に不安を与え、病名を察知されることも考えられ、このように患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。

麻薬処方せんを受領した麻薬小売業者が他の処方せんと区別するよう印を付することは管理上好ましいと考えます。

また、診療録についても、表紙に「麻」の朱書きや押印をすることや、処方欄等に「麻」の記載や麻薬の品名、数量の下に朱線を引くことは管理上好ましいと考えます。

Ｑ47　麻薬注射液（１ｍＬ／アンプル）の必要施用量が０．５ｍＬの場合、１ｍＬと院内処方せんにて請求してもよいですか。

院内処方せんには、アンプル（Ａ）単位で記載してください。

ただし、アンプルの容量は１ｍＬですから、麻薬施用者にアンプル１本を払い出すことは差し支えありません。

なお、麻薬の不正施用防止等管理の適正を図るために、施用した残り（０．５ｍ

Ｌ)はアンプル毎に麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)に返納してください。返納後、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、他の職員１名以上の立会の下にすみやかに廃棄し、麻薬帳簿の備考欄に麻薬の廃棄数量をｍＬ単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。

Ｑ48　麻薬の記載された処方せんは「一般処方せん」と区別して保存すべきですか。

麻薬については、調剤後、管理上再確認等で調査する必要が生じる可能性もありますので、麻薬処方せんは、一般の処方せんと区別して保存するようにお願いしています。

Ｑ49　ファクシミリで電送された麻薬処方せんにより、麻薬の調剤を開始してもよいですか。

患者等が麻薬を受領する際の待ち時間を改善するため、ファクシミリで電送送信された麻薬処方せんに基づいて、麻薬の調製等は行っても差し支えありませんが、調剤までは認められていません。（麻薬処方せんのコピーをもって患者へ交付することはできない。）実際に患者が持参する麻薬処方せんを受領し、内容を確認することで、遡って調剤とみなされます。

（10）廃棄

Q50　過去に購入した麻薬が古くなった場合、廃棄の手続きについて教えてください。

廃棄しようとする麻薬の品名、数量を記載した「麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してください。詳しくは、当マニュアルＰ．２２を参照してください。

Q51　開設者が公的医療機関、大学病院や医療法人の場合、当該麻薬診療施設の長が「麻薬廃棄届」や「調剤済麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してもよいですか。

「麻薬廃棄届」や「調剤済麻薬廃棄届」の廃棄届出者(届出義務者)は、当該診療施設の開設者ですが、公的医療機関、大学病院や医療法人の場合には、診療施設の長が届け出ても差し支えありません。
その際、届出者の氏名欄は、施設の長の職名・氏名・押印で、また、届出者の住所欄は、診療施設の所在地を記載してください。

Q52　麻薬診療施設内において、麻薬注射アンプル剤を破損してしまいました。次の場合、回収できた注射液を廃棄する場合の手続きはどうすればよいですか。

①調剤前に誤って落下させ破損した場合。
②麻薬処方せんにより薬局から払い出された後、病棟または手術場等で誤って落下させ破損した場合。
③患者に施用する前に麻薬注射アンプル剤を混入した注射筒・輸液バッグを誤って落下させ破損・流失した場合。
④患者に施用中に麻薬注射アンプル剤を混入した注射筒・輸液バッグを誤って落下させ破損・流失した場合。

破損等(落下させただけで注射液は流失していない場合)したが、一部回収(全量回収できなかった場合を含む)できた場合と全量回収できた場合によって、その対応が変わります。

１．一部回収できた場合（全量回収できなかった場合を含む）
①～④の場合とも、麻薬事故届の提出が必要となります。
この場合、回収できた注射液については、麻薬廃棄届等の届出は不要ですが、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の廃棄の状況（廃棄年月日、廃棄量、廃棄方法、立会者）を括弧書きで記載してください。

２．全量回収できた場合
１）①、②の場合
使用を継続できる場合は、そのまま使用しても構いませんが、衛生面等から使用できない場合（ガラス片がアンプル剤の中に混入している疑いがある等）は、麻薬廃棄届を提出し、薬務課職員(麻薬取締員等)の立会の下に廃棄してください。
２）③、④の場合
使用を継続できる場合は、そのまま使用しても構いませんが、衛生面等から使用できない場合（ガラス片がアンプル剤の中に混入している疑いがある

等）は、他の職員等立会の下で廃棄し、廃棄後３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。
※なお、この対応は注射剤のみに当てはまるものとなります。（散剤等の場合は、Q53を参照してください。）

Q53　予製剤であるリン酸コデイン１０％散を調剤の際、誤って床に落とし、一部を飛散させてしまいました。どのような手続きが必要ですか。　（11-8）

飛散し汚染されたものを回収したうえ、数量を確認し、回収した麻薬については都道府県知事に麻薬廃棄届を提出してください。回収できなかった麻薬については、麻薬事故届を提出してください。（※注射剤の場合と違い、両方の届出が必要なケースがありますので、ご注意ください。）
なお、このような事故が発生した場合には、すみやかに薬務課へ連絡してください。

Q54　誤調剤による麻薬の廃棄手続きについて教えてください。

誤調剤により払出した麻薬は、「麻薬処方せんに基づいた麻薬」ではないため、麻向法第２９条第２項に規定する麻薬処方せんにより調剤された麻薬には該当しません。麻薬廃棄届を都道府県知事に提出し、薬務課職員（麻薬取締員等）の立会の下に廃棄してください。この場合、麻薬廃棄届には、誤調剤の経過、状況等を詳細に記載してください。
なお、誤調剤により所在不明（既に患者さんが服用されていた場合も含む）になった麻薬については、麻薬事故届をすみやかに提出してください。

Q55　長期間使用していなかったアヘンチンキが乾固しましたので、廃棄したいのですが、廃棄の数量はどのようにしたらよいですか。

麻薬帳簿の残高量と現物を確認し、当該残高量をもって廃棄の数量としてください。
廃棄の際には、立会人である薬務課職員（麻薬取締員等）が届け出られた量と実際の量が一致しているか確認します。

Q56　在宅の患者死亡等により家族等から麻薬が返納された場合、どのように処理したらよいですか。

在宅の患者に交付された麻薬が患者の死亡等により返納された場合、当該麻薬を譲り受けて、他の職員等立会の下で廃棄し、廃棄後３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。麻薬を交付した麻薬診療施設以外の麻薬診療施設等に返納された場合も同様の廃棄方法で処理してください。
なお、残った麻薬の返却を家族に求めるか否かは、がん告知の問題もあり、ケースバイケースで判断する必要がありますが、患者が麻薬を服用していることを家族

に説明している場合には、自宅に残った麻薬を返却するよう求めてください。
　また、患者が麻薬を服用していることを家族が知らない場合には、あえて返却するように求めなくても差し支えありません。
　患者の手元には残っていないとの回答であった場合には、それ以上の対応は必要ないと考えます。

Q57　患者が他の麻薬診療施設等で払い出した麻薬を持参し入院しましたが、当該麻薬を継続使用しない場合の取扱いについて教えてください。

　患者が、他の麻薬診療施設等で交付を受けた麻薬を持参し、当該麻薬を継続使用しない場合、当該麻薬を譲り受けた麻薬診療施設等で廃棄し、廃棄後３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。
　なお、当該麻薬の品名や含有量が不明である場合、当該麻薬を交付した麻薬診療施設等に確認を行ったうえ廃棄し、廃棄後３０日以内の調剤済麻薬廃棄届を提出してください。

Q58　末期がん患者が死亡し、病院に残された未使用の連続注入器に詰められた麻薬はどのように処理したらよいですか。

　連続注入器に詰められた未使用の麻薬は、調剤された麻薬ですから、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）が麻薬診療施設の他の職員の立会の下で廃棄し、廃棄後３０日以内に都道府県知事に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。

Q59　麻薬施用者ですが、麻薬注射液の施用に際し、患者に０．６ｍＬを施用し、０．４ｍＬ残りました。この施用残の注射液はどのように処理したらよいですか。

　施用残の麻薬注射液は「施用に伴う消耗」として、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）のもとに回収して、麻薬管理者が他の職員の立会の下で廃棄し、当該麻薬の払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄に廃棄した数量を記入してください。

Q60　入院患者に麻薬を持続点滴中で、点滴投与が終了する前に患者が死亡した場合、点滴瓶に入った麻薬はどのように処理すればよいですか。

　麻薬注射剤の施用残及びＩＶＨに麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は「施用に伴う消耗」として麻薬管理者が他の職員の立会の下に回収困難な方法で廃棄してください。
　また、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載してください。麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届を提出する必要はありません。

Q61　調剤中に、麻薬の坐剤や錠剤を半分に分割して払出した場合、残った半分の廃棄処理は、どのようにしたらよいですか。
**　また、調剤後、病棟で麻薬の坐剤や錠剤を半分に分割して施用した場合、残った半分の廃棄処理は、どのようにしたらよいですか。**

　モルヒネ坐剤やモルヒネ錠剤を半分に分割して払出した残りの半分については、麻薬廃棄届を都道府県知事に提出し、薬務課職員（麻薬取締員等）の立会の下に廃棄してください。
　また、調剤後、病棟で半分に分割して施用した残りの半分については、「施用に伴う消耗」として、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）のもとに回収して、麻薬管理者が他の職員の立会の下で廃棄し、当該麻薬の払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄に廃棄した数量を記載してください。なお、麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届を提出する必要ありません。
　なお、徐放性製剤については、分割することにより溶出速度等に変化を及ぼすこと等から、分割使用するように製剤設計されていません。

Q62　バイアル入りケタミンを分注した残液が、まだ、再利用できる量と判断し麻薬帳簿に残量を記載しました。しかし、その後の使用見込みがしばらくないことから廃棄することとしましたが、どのような手続きで廃棄すればよいですか。

　麻薬帳簿に受入れた後に廃棄するのであれば、事前に麻薬廃棄届を都道府県知事に提出し、薬務課職員（麻薬取締員等）の立会の下に廃棄してください。

Q63　麻薬処方せんにより調剤した麻薬に、調剤過誤により容量不足及び異物混入が判明したため、患者から麻薬を回収しましたが、
**　①回収した麻薬の廃棄手続きはどうすればよいですか。**
**　②回収した麻薬の代わりに同量の麻薬を新たに調剤し、患者に交付してよいですか。**

１．①の場合
　　調剤過誤により処方されたものは、処方せんに基づき処方されたものではありませんので、当該回収した麻薬については、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。
２．②の場合
　　交付することはできません。
　　新たな麻薬処方せんの交付を受け、調剤する必要があります。

（11）事故

Q64　麻薬の事故とは、どのようなことをいうのですか。

麻薬の事故とは、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因とせず、有るべきところから無くなることをいいます。例えば、「錠剤の麻薬を調剤中に床に落とした。汚損したけれども回収はできた。」「誤って調剤したが、患者に投与する前に気がついて回収した。」という様な場合には事故に該当しません。

Q65　麻薬の事故にはどのような場合があるのですか。

麻薬の事故は、その態様によって「滅失」「盗取」「所在不明」「その他の事故」と分類されます。

「滅失」とは、麻薬がその物理的存在を失うことをいい、災害によると人の行為によるとを問いません。具体的には、調剤中に麻薬を床に落とし飛散させた場合やアンプルを床に落とし、麻薬の水溶液が回収不可能となった場合などがこれに当たります。「滅失」は、その原因によってさらに「破損」「蒸発」「流失」「焼失」に区分されます。

「盗取」とは、麻薬が盗難された場合をいいます。具体的には、麻薬診療施設の麻薬金庫がこじ開けられて盗まれてしまい探したけれども見つからなかった場合や、卸売業者が出庫時に確認した麻薬が配送先で入っていなかった場合（ただし、盗難された疑いが強い場合は除く。）等がこれに該当します。

「その他の事故」とは、滅失、盗取、所在不明以外のもので、強奪された場合、、脅取された場合、詐欺にかかった場合等をいいます。具体的には、誤調剤してしまった麻薬を患者に施用してしまった場合や、カラーコピーされた偽造処方せんを提示されて麻薬を譲り渡してしまった場合がこれに該当します。

Q66　麻薬診療施設の看護師が、患者に麻薬の錠剤を投与しようとしたところ、紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか。

直ちに、麻薬管理者に紛失の状況を詳細に報告してください。報告を受けた麻薬管理者は、詳細に事実関係を調査・確認し、速やかに当該麻薬診療施設の所在する都道府県知事に麻薬事故届を提出してください。

なお、麻薬帳簿には、事故の日付、数量、及び事故の態様を簡潔に記載し、（　）書きにて麻薬事故届を提出した旨と届出年月日を記載してください。

麻薬の事故については、たとえ１錠であっても麻薬事故届を提出する必要があります。

Q67　私は病院に勤務する麻薬施用者ですが、患者に注射するため麻薬注射アンプル剤のアンプルをカットして注射器に詰めようとしたところ、誤って取り落として破損し、麻薬注射液全てが飛散してしまいました。この際の麻薬についての処置はどのようにするのですか。

直ちに麻薬管理者に連絡して、その状況を詳しく報告してください。そして、麻薬管理者はその麻薬について、すみやかに「麻薬事故届」を都道府県知事に提出してください。

なお、一部回収できた麻薬は、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められないため、廃棄状況等を詳細に麻薬事故届に記載することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届を提出する必要はありません。

Q68　有効期限切れ及び不良品の麻薬を交付してしまった場合、また誤調剤した麻薬を施用してしまった場合はどのように対応したらよいですか。

有効期限切れや不良品の麻薬を交付した場合、また誤調剤した麻薬を施用してしまった場合は、すみやかに回収し、回収できた麻薬については麻薬廃棄届を、また回収できなかった麻薬については麻薬事故届を提出することで対応してください。

回収した麻薬の代わりに同量の麻薬を新たに交付する場合は、新たな麻薬処方せんにより調剤し交付してください。

Q69　入院患者が自己管理している麻薬を不注意で紛失等した場合、麻薬管理者の責任として麻薬事故届を提出する必要がありますか。

入院患者に交付され、それを患者自身が自己管理している場合、患者が不注意で紛失等した麻薬については、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありません。ただし、麻薬管理者は、紛失等した状況を患者から聴取し、盗難、窃盗等の蓋然性が高い場合は、都道府県薬務主管課に報告し、警察にも連絡してください。

Q70　麻向法第３５条第１項の規定は麻薬の事故のみと解しますが、麻向法に規定する麻薬帳簿、麻薬処方せん、譲渡証、譲受証の紛失等の事故についても届け出る必要がありますか。

このような事故の届け出は法定の届出義務ではありませんが、事故を把握するために、届け出るようにしてください。

Q71　麻薬管理者ですが、麻薬卸売業者から購入した麻薬を開封した際、アンプルが破損していました。どうしたらよいですか。

麻薬を譲渡・譲受する際、両者立会いで破損等を発見した場合は、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰り、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出して下さい。

麻薬を譲り受けてしまった後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）が麻薬事故届をすみやかに都道府県知事へ提出してください。

（12）保管・管理

Q72　麻薬は、どのように保管したらよいですか。

麻薬の保管については、
①麻薬業務所内であること。
例えば、薬局内、薬剤室内等の人目につかず、関係者以外の出入りがない場所
②麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵すること
が必要です。

なお、「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫、容易に移動できない金庫（重量金庫）等をいい、「麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し」とは、麻薬専用保管庫として覚せい剤以外の医薬品を一緒に保管しないことをいいます。

麻薬帳簿、麻薬譲渡証、麻薬処方せん、その他の書類、現金、印鑑、貴重品等他のものを一緒に入れることも法の規定の主旨から不適切です。

また、施錠設備のあるスチール製のロッカーや事務机の引き出しなどは、麻薬保管庫とは認められません。

Q73　私の勤務する病院では薬剤部の当直制度がないので、夜間緊急用として一定数の麻薬を医局に仮渡しして保管をお願いしています。麻薬管理者として事故防止の見地から注意すべき点を教えてください。

医局に当直用の麻薬専用保管庫（例えば重量金庫等）を設置して保管することとし、保管庫の鍵は当直責任者に所持させるようにしてください。また補助簿として当直用麻薬引継簿といった帳簿を備え、受け渡しの状況を明確にしておいてください。そして、当直明けに必ず返納させ、施用分については空アンプル、残液、施用票、診療録等によって確認のうえ、麻薬帳簿に記載してください。なお、当直用麻薬の仮渡しは必要最小量としてください。

Q74　麻薬診療施設内において、麻薬の定数保管は可能です。

麻薬診療施設において２箇所以上で麻薬の保管を行う、いわゆる定数保管制は、相当の理由がある場合には可能です。しかし、当該麻薬の保管も当然麻薬管理者の責任において行うべきものであり、補助者（病棟担当責任医師等）による代行業務についても事故が生じないよう指導してください。定数保管の対象となる麻薬についても堅個な設備内で保管しなければなりません。

なお、定数保管する量は、必要最小限にとどめ、日々の施用量の報告を徴し、かつ、随時在庫量の点検を行うなど厳重な監督が必要です。

Q75　麻薬の保管は麻薬専用保管庫で行わなければなりませんが、次のような場合にも同様な保管庫を設置する必要がありますか。

①病棟看護師詰所・手術場等で麻薬を定数保管する場合

②病棟看護師詰所で入院患者に交付された麻薬を保管する場合

③患者自身が麻薬を管理、保管する場合

①、②の場合は、同様に麻薬専用保管庫を設置し保管してください。またこの場合、調剤された麻薬であっても、病棟看護師詰所・手術場等に保管されるものは、麻薬管理者の責任下にあります。

③の場合(入院患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。)は、麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、紛失等の事故防止を図るため、患者に対しては保管方法を助言するとともに、施用の状況を把握するため患者に確認する等して、施用毎に診療録へ記録する必要があります。

Q76　麻薬施用者の中には、麻薬診療施設内に麻薬を保有することなく、専ら麻薬処方せんを交付するのみの者がいますが、この場合には麻薬保管庫の備え付け義務はありませんか。

麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんの交付のみを行い、麻薬を保管する予定のない麻薬診療施設は必ずしも麻薬保管庫を設置する必要はありません。

しかし、この場合、患者の死亡や処方変更等により患者等から返却を受けた麻薬を保管することができませんので、直ちに調剤済麻薬として他の職員立会の下で廃棄し、廃棄後３０日以内に調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。

なお、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、麻薬を保管することになった場合は、直ちに麻薬保管庫を設置しなければなりません。

また、麻薬の所有の有無に係わらず麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

Q77　当院は麻薬注射剤の使用量が多く、薬剤部から施用の都度払出すことは非常に不便な状況にあります。相応の理由があれば麻薬注射剤を病棟等の定数保管庫に保管して使用することも可能であるようですが、当院においても定数保管制を採用し、施用の都度、麻薬処方せんを作成して病棟の定数保管庫から払出す方法で取り扱ってもよいですか。

定数保管庫は、手術室や集中治療室等における緊急用途や、病棟における夜間対応のための用途が主です。保管場所・数量ともに必要最小限である必要があり、当該保管庫から通常麻薬を使用している患者に対する日常的な払出しは行わないでください。

Q78　麻薬施用者ですが、往診のため、あらかじめ往診鞄中に必要最少量の麻薬を常備し、夜間居宅に保管することは、麻向法第３４条第１項の違反になりますか。

往診用の麻薬であっても、居宅内に保管することは麻向法第３４条第１項に違反します。往診には、その都度必要最少量の麻薬を所持するようにし、絶えず事故防止に配慮すると共に、往診から帰った時は、直ちに麻薬保管庫に保管してください。

（13）記録（診療録・帳簿等）

Q79　モルヒネ塩酸塩原末やコデインリン酸塩原末等から、それらの１０％散や１％散を予製する場合には、麻薬帳簿にはどのように記載するのですか。

麻薬帳簿に原末の受払い口座と予製剤の受払い口座をそれぞれ設け、例えば、コデインリン酸塩原末から１０％散５０グラムを予製するときは、原末の口座から５グラムを払出し、１０％散予製剤の口座には５０グラムを受け入れるように記載してください。

また、コデインリン酸塩１０％散は麻薬ですので、１０％散の口座の記載方法は原末と同様の記載方法をとってください。なお、コデインリン酸塩やコデインリン酸塩１０％散から予製したコデインリン酸塩１％散は、麻薬ではありませんので、口座の記載は受入欄と残高欄に数量のみを記載してください。

Q80　最近、私の勤務する病院でコンピュータを導入し、診療録をコンピュータで集中管理することになりました。麻薬施用の記載のある診療録の保存について、何か注意することはありますか。

必要な場合に麻薬施用の記載のある診療録が印刷可能となるようにしてください。また、その他注意すべき点については、平成１１年４月２２日健政発第５１７号、医薬発第５８７号、保発第８２号健康政策局長、医薬安全局長、保健局長通知「診療録等の電子媒体による保存について」のとおりです。

Q81　アヘンチンキ等の自然減量や秤量誤差については、麻薬帳簿にはどのように記載したらよいですか。

アヘンチンキ等の自然減量については、病院・診療所においては麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は麻薬施用者）、薬局においては管理薬剤師が他の職員立会の下に確認の上麻薬帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

秤量による誤差により麻薬帳簿の記載数量と保管麻薬の数量との間に差異が生じた場合でも、麻薬の適正な管理を欠いたことによる当を得ないものに該当しますので、診療録その他を精査し、違反によるものでないことを確認した上で修正してください。

Q82　転院等により患者が持参した麻薬を引き続き施用する場合、記録上の注意事項は何かありますか。

①診療録については、麻薬施用者は麻薬を施用したときは、診療録に麻薬の品名等を記載しなければならないと規定されています。（麻向法第４１条）その際、診療請求、麻薬帳簿との照合等の関係から、診療録には施用した麻薬の品名・数量のあとに（　）書きで、「患者が持参した麻薬である」旨等、記載すれば、麻薬管理者の管理下にある全ての麻薬について正確に管理でき

ます。
②患者の手元で保管せず、看護師詰所等で保管し患者に服用させる場合、麻薬帳簿の受入欄に受入数量を（　）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。
また、その服用状況については、看護記録等に記載し把握してください。

Q83　入院患者に麻薬を施用する場合、麻薬施用に関する診療録の記載に関して、病床日誌あるいは体温表に記載してもよいのですか。

医師法第２４条に規定されている診療録には、同法施行規則第２３条に規定する事項を記載する必要があります。麻薬を施用したことを記載した病床日誌あるいは体温表を診療録と一緒に綴った場合、全体を診療録とみなして差し支えありません。この場合、各構成部分が分離することのないように配慮してください。

Q84　①麻薬帳簿のコンピュータ化について、秤量誤差をコンピュータ上で修正（再入力・再出力）してもよいですか。
②受払いがあった場合は原則毎日入力・出力すべきですか。出力した帳簿はすべて保存する必要がありますか。
③麻薬専用のシステムとはどのようなものですか。
④その他導入するための注意点を教えてください。

①コンピュータ上で修正を行っても差し支えありません。ただし、入力操作を行うことができる者をあらかじめ指定し（麻薬診療施設においては、麻薬管理者）、修正を行う場合は、再入力するのではなく、訂正年月日、訂正事項、訂正者及び立会者が分かるように記載してください。
②出力された印刷物は、立入検査等の際に直ちに提示できるようにされていることが必要です。通知によりその入力・出力は遅滞なく行われることとなっていますが、入力については、帳簿の記載の必要が生じた都度、入力することが適当であり、出力については、１週間以内に出力されていることが必要であると解されます。出力された印刷物については、最新のものまで保管しておく必要があります。
③麻薬専用のシステムとは、麻薬を麻薬以外の薬とは独立したファイル等において管理することをいいます。
④当該システムの入出力については、その操作を行うことができる者をあらかじめ指定し、指定された者以外の者が操作することができないような工夫を施したものとしてください。また、ファイルの破損、消滅等の事故があったとしても対応できるよう十分対策を講じてください。

向 精 神 薬 関 係 Ｑ ＆ Ａ

（１）輸出・輸入

Ｑ１　向精神薬を携帯して海外旅行するには、どのような手続きが必要ですか。

麻向法第５０条の１１において、「本邦から出国する者のうち、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して輸出する者であって省令で定めるもの」には、向精神薬の輸出（向精神薬の携帯輸出）が認められています。

ただし、携帯輸出する向精神薬の製剤の種類や量によっては、出国の際に、「自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（診断書・処方せん等）を所持」することが必要な場合もあります。詳しくは、麻向法施行規則第３０条、同法施行規則別表第１を参照してください。

また、出国先によっては、その国の法律により輸入が禁止されている向精神薬もありますので、事前に出国先の大使館等に確認してください。

（２）譲渡・譲受

Ｑ２　病院等の開設者は、誰に対して向精神薬を譲り渡すことができますか。

病院等の開設者が向精神薬を譲り渡すことができるのは、

①施用のため交付される向精神薬の譲渡し（麻向法第５０条の１６第１項第１号）

②向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬の返品（麻向法第５０条の１６第１項第３号、麻向法施行規則第３６条第１項第１号）

③臨床試験のため向精神薬試験研究施設設置者から譲り受けた向精神薬の返品、又は向精神薬試験研究施設設置者を同時に兼ねる向精神薬卸売業者への譲渡し（麻向法第５０条の１６第１項第３号、麻向法施行規則第３６条第１項第４号）

④同時に兼ねる他の病院等の開設者への譲渡し（麻向法第５０条の１６第１項第３号、麻向法施行規則第３６条第１項第５号）

⑤当該病院に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者への譲渡し（麻向法第５０条の１６第１項第３号、麻向法施行規則第３６条第１項第６号）

⑥病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者が、当該職員が勤務する病院等の開設者への譲渡し（麻向法第５０条の１６第１項第３号、麻向法施行規則第３６条第１項第７号）

の場合があります。

Ｑ３　①診療施設の開設者が個人から法人に変わった場合の向精神薬の取扱いについて教えてください。
②病院の開設者が死亡した後、その息子が病院を引き継ぐ場合の向精神薬の取扱いについても教えてください。

①個人から法人への譲り渡しについては、麻向法施行規則第３６条第８号の規定により、個人たる向精神薬取扱者が５０日以内に法人たる向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。なお、法人たる向精神薬取扱者は、第１種向精神薬及び第２種向精神薬の譲受について記録しなければなりません。（個人の診療施設を廃止してから法人として開設するまでに５０日を経過する場合は譲り渡すことができませんので、ご注意ください。）
②病院の開設者が死亡した場合は、麻向法施行規則第３６条第９号の規定により、相続人等が５０日以内に現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。したがって、引き続き息子が病院を開設する場合は、５０日以内に相続人等から息子が開設する病院に譲り渡すこととなり、譲り受けた息子が開設する病院においては、第１種向精神薬及び第２種向精神薬の譲受について記録しなければなりません。

（３）保管・管理

Ｑ４　向精神薬は、どのように保管したらよいですか。

病院・診療所の施設内で保管することとし、保管する場所は、基本的に鍵をかけた設備内で行うこととしてください。（鍵のかかるロッカーや引き出し等）

（４）事故

Ｑ５　麻向法規則第４１条第１項によれば、向精神薬の錠剤等で１２０錠以上の盗取が生じたときは届け出ることとされていますが、盗取された量が１２０錠に満たない場合は事故届は提出する必要はありませんか。

麻向法規則第４１条第１項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合、及びそのことが推定される場合に届け出ることとしていますが、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、同表に規定する数量以下であっても届け出ることが適当です。

（５）記録

Ｑ６　向精神薬に関する記録は、何が必要ですか。

麻向法第５０条の２３第２項及び第４項の規定に基づき、第１種向精神薬及び第２種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、向精神薬の品名(販売名)、数量、その年月日、譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地を記録し、２年間保存しなければなりません。
ただし、患者へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。
また、これらの記録は、伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
なお、同一法人間での譲受け又は譲渡しがあった場合は、記録の必要があります。

覚せい剤原料関係　Ｑ＆Ａ

（１）指定

Ｑ１　病院・診療所・薬局において、覚せい剤原料を取り扱うには、何か手続きが必要ですか。

病院・診療所はその業務のため、薬局は処方せんに基づく調剤業務のためであれば、何ら手続きは不要です。

（２）譲渡・譲受

Ｑ２　法人が開設する診療施設が購入した覚せい剤原料を同一法人が開設する他の診療施設へ調剤用に引き渡すことはできますか。

病院等の診療施設間での覚せい剤原料の譲渡・譲受はできません。

Ｑ３　病院・診療所・薬局が、医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合、注意すべき点は何ですか。

医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、双方が立ち会い、
①譲渡証の記載事項及び押印等に不備がないか
②譲渡証の品名、数量と現品が相違ないか
などを確認してください。
譲受側が、数量確認時に破損等を発見した場合には、譲渡証を返し、譲渡側から譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった医薬品である覚せい剤原料を譲渡側が持ち帰り、譲渡側が都道府県知事に事故届を提出することになります。
実際の使用段階において開封した際に数量の不足、破損等を発見した場合は、病院・診療所・薬局の開設者が都道府県知事に事故届を提出してください。

Ｑ４　譲渡証・譲受証はいつ交換するのですか。

譲受側が「譲受証」を先に送付し、譲渡側で「譲受証」を受領した後に「譲渡証と覚せい剤原料」の交付を受けるか、「譲受証」と「譲渡証と覚せい剤原料」を同時に交換するか、いずれかの方法によってください。
離島、僻地など特別な理由がある場合は、郵送でも差し支えありませんが、この場合書留郵便等、受け取りが確実な方法で行ってください。
なお、譲渡証、譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡しの日から２年間保存しなければなりません。

（３）保管・管理

Ｑ５　覚せい剤原料は、どのように保管したらよいですか。

病院、診療所については、その病院又は診療所の施設内で保管することとし、鍵をかけた場所において保管しなければなりません。
また、覚せい剤原料を麻薬とともに保管することはできません。
麻薬の保管については、麻向法第３４条第２項の規定により「麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内で貯蔵しなければならない。」旨明記してあります。

Ｑ６　覚せい剤原料についても、麻薬と同様帳簿を備える必要がありますか。

覚せい剤原料については、麻薬とは違い、法律上の規定はありませんが、その性質上備えることが望ましいとされています。

（４）廃棄・事故

Ｑ７　病院で、古くなった医薬品である覚せい剤原料を廃棄する手続きを教えてください。

病院、診療所、薬局の開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、都道府県知事に覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、薬務主管課職員（覚せい剤監視員等）の立会の下に廃棄することになります。
詳しくは、当マニュアルＰ．５６を参照してください。

Ｑ８　入院病棟で、看護婦が医薬品である覚せい剤原料を紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか。

たとえ１錠でも紛失した際は、覚せい剤原料の事故に該当しますので、すみやかに、その医薬品である覚せい剤原料の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、都道府県知事に届出なければなりません。
紛失以外でも、盗取、所在不明等の場合にも届出なければなりません。また、盗取の場合には、すみやかに警察にも届け出てください。

Ｑ９　患者又は患者の遺族等が、病院、診療所、薬局に不要の医薬品である覚せい剤原料を持参したときは、どのように対応したらよいですか。

患者等が、不要となった医薬品である覚せい剤原料を持参した場合には、持参者に自ら廃棄するよう指導してください。
なお、病院等が、患者等から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることはできませんが、持参した者の依頼により廃棄を補助することは差し支えありません。

Q10　業務を廃止した場合、所有している覚せい剤原料である医薬品はどのように処理したらよいですか。

業務廃止した日から１５日以内に所有している覚せい剤原料である医薬品の品名、数量を都道府県知事に報告しなければなりません。

業務廃止したときに所有している医薬品である覚せい剤原料を、３０日以内に覚せい剤原料を取り扱える指定を受けている者又は病院、薬局に譲り渡し、かつその品名及び数量並びに譲受人の氏名及び住所を都道府県知事に報告しなければなりません。

また、３０日以内に当該覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、すみやかに薬務主管課職員（覚せい剤監視員等）の立会を求め、その指示を受けて当該覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。

Q11　調剤中に医薬品である覚せい剤原料を汚染してしまった場合、どのように処理したらよいですか。

都道府県知事に覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、薬務主管課職員（覚せい剤監視員等）立会の下に廃棄してください。

Q12　医薬品である覚せい剤原料を服用している入院患者が死亡した場合、病棟に保管されている残余は、どのように処理すればよいですか。

入院患者の死亡等により病棟に残存された医薬品である覚せい剤原料は、都道府県知事に届け出て、薬務主管課職員（覚せい剤監視員等）の立会の下に廃棄してください。

病院等が、外来患者やその家族から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けること（返却）はできませんが、持参した者の依頼により廃棄を補助することは差し支えありません。

Q13　入院患者に処方された塩酸セレギリン錠（覚せい剤原料）を、麻薬と同様に再利用することはできますか。

処方変更や患者の死亡等により、病棟に残った覚せい剤原料は再利用することはできません。都道府県知事に覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、薬務主管課職員（覚せい剤監視員等）立会の下に廃棄してください。

＜問い合わせ先＞

麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱い等について、ご不明の点がありましたらどんな些細なことでも構いませんので、下記へ問い合わせをお願いします。

奈良県医療政策部薬務課
〒６３０－８５０１
奈良市登大路町３０番地

＜担 当 係＞　奈良県薬務課 献血・薬物対策係
＜住　　所＞　奈良市登大路町３０番地
＜Ｔ Ｅ Ｌ＞　０７４２－２７－８６６４
＜Ｆ Ａ Ｘ＞　０７４２－２７－３０２９
＜ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ＞　http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-18089.htm